令和元年第2回

笠置町議会定例会会議録

(第1号)

令和元年6月12日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第2回(定例会) 笠置町議会 会議録(第1号)

| 招集年月日 | 令和元年6月12日 水曜日 | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------|-----|---|-------|----|----------------------|
| 招集場所 | 笠置町議会議場 | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開会 | 令和元年6月1 9時30分 | .2日 | 議長 | 杉岡義(| 言 | |
| | 散会 | 令和元年6月12日 15時56分 | | 議長 | 杉岡義(| 言 | |
| 応 (不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 出席 7名 欠席 1名 |
| | 1 | 西岡良祐 | 0 | 5 | 大倉 博 | 0 | |
| | 2 | 西 昭夫 | 0 | 6 | 松本俊清 | 0 | |
| | 3 | 向出 健 | 0 | 7 | 坂本英人 | 0 | |
| | 4 | 田中良三 | × | 8 | 杉岡義信 | 0 | |
| 地第121にのした治条よたたた氏法のりめ者名 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 | |
| | 町 長 | 西村典夫 | 0 | 保健福祉課 長 | 東達広 | 0 | |
| | 副町長 | 青柳良明 | 0 | 商 課 兼 総 政 課 担 当 課 | 小林慶純 | 0 | 出席 8名 |
| | 職員力向上 担当参事 兼税住民 課 長 事務取扱 | 前田早知子 | 0 | 建設産業課長 | 石川久仁洋 | 0 | 欠席 0名 |
| | 総務財政課 長 | 岩﨑久敏 | 0 | 人権啓発課 長 | 増田好宏 | 0 | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議会事務 局 長 | 穂森美枝 | 0 | 議会事務 局 次 長 | 草水英行 | 0 | |
| 会 議 録 署名議員 | 6 番 | 松本俊 | 清 | 7 番 | 坂 本 英 | 人 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 対 した 事件 | 別紙のとおり | | | | | | |

会議の経過 別紙のとおり

令和元年第2回笠置町議会会議録

令和元年6月12日~令和元年6月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月12日 午前9時30分開議

| 第1 | 会議録署名議員 | | | | |
|-----|---------|-----------------------------------|--|--|--|
| 第2 | 会期決定 | | | | |
| 第3 | 諸般の報告 | | | | |
| 第4 | 報告第1号 | 平成30年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件 | | | |
| 第5 | 承認第2号 | 笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件 | | | |
| 第6 | 承認第3号 | 笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件 | | | |
| 第7 | 承認第4号 | 平成31年度笠置町一般会計補正予算(第1号)に伴う専決処分の承認を | | | |
| | | 求める件 | | | |
| 第8 | 承認第5号 | 笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件 | | | |
| 第9 | 議案第22号 | 京都地方税機構規約変更に関する協議の件 | | | |
| 第10 | 議案第23号 | 投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件 | | | |
| 第11 | 議案第24号 | 笠置町総合計画審議会設置条例一部改正の件 | | | |
| 第12 | 議案第25号 | 笠置町総合計画策定条例制定の件 | | | |
| 第13 | 議案第26号 | 笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件 | | | |
| 第14 | 議案第27号 | 笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件 | | | |
| 第15 | 議案第28号 | 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件 | | | |
| 第16 | 議案第29号 | 笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件 | | | |
| 第17 | 議案第30号 | 笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例一部改正の件 | | | |
| 第18 | 議案第31号 | 笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件 | | | |
| 第19 | 議案第32号 | 笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件 | | | |
| 第20 | 議案第33号 | 令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件 | | | |
| | | | | | |

開 会 午前9時30分

議長(杉岡義信君) 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節となりましたが、お集まりの皆様におかれましては、体調の管理に十分御留意 をいただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和元年第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議 会運営がスムーズに行えますよう、皆様方の格別の御協力をお願い申し上げます。

議員におかれましては、発言は簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、 また、町長を初め職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をしていただきまして、お互 いに住民の信頼と負託に応えられますよう心がけをくださいますよう、あわせてお願い申し 上げます。

ただいまから令和元年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

田中良三君から、病気のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長(杉岡義信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、松本俊清君及び7番議員、坂本英人君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。会期は、本日から6月26日までの15日間に決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月24日、山城地区議長連絡協議会、役員会及び定例会が井手町の京都府立山城勤労者福祉会館にて開催され、出席いたしました。平成29年度及び30年度の2年にわたり幹事という大役を担わせていただきましたが、役員改選により退任いたしました。

定例会では、平成31年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。山城地区の要望事項を取りまとめ、11月ごろに、国と京都府に対し要望活動を行う予定となっています。

5月28日、全国町村議会議長会主催の平成31年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席いたしました。「町村議会議員の議員報酬等の在り方」の最終報告などあり、また、京都府選出の国会議員との懇談会が行われました。

このほか、会議及び式典等につきまして、議会会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いましたので報告いたします。

以上、議会報告とさせていただきます。

4月の人事異動に伴い、課長の役職名が変わりました。以後の本会議等においては、職員 力向上担当参事兼税住民課長事務取扱及び商工観光課長兼総務財政課担当課長のお二人を指 名するときは、答弁の内容によって職員力向上担当参事または税住民課長、商工観光課長ま たは総務財政課担当課長と指名をいたします。

なお、本定例会から、採決は起立によって行いますので申し添えます。

また、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった 場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。町長(西村典夫君) 本日、ここに令和元年第2回笠置町議会定例会を招集しましたところ、 議員各位の皆様には、御多用のところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

5月1日に、元号が平成から令和にかわり1カ月余りが過ぎました。6月に入り、梅雨入りのニュースが気になるところでございますが、皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。一方、これから台風や洪水のシーズンを迎えますが、被害のないことを願っております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、職員体制について報告をいたします。

4月1日付で新たに職員3名を採用し、地域おこし企業人として、民間から新たに3名派

造を受け、4名の企業人を任命しました。また、大規模な人事異動を行い、新体制でスタートを切りました。よろしくお願いをいたします。

4月4日、笠置保育所の入所式が開催され、2名の保育園児が入所しました。また、9日には笠置小学校の入学式が開催され、5名の児童が入学をいたしました。平成26年は出生児ゼロという年もありましたが、今年度は複数人の出生が見込まれていると聞いております。

町内外からの多くの協力をいただきながら、これから子供からお年寄りまで、みんなが明るく楽しくいつまでも住み続けられる笠置らしいまちづくりに緊張感を持って取り組んでいかなければならないと、さらに気持ちを引き締めております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告1件、専決処分に対する承認4件、議事案件は補正予算1件を含む12件でございます。なお、改元日の5月1日以降は、会計年度の名称を平成31年度から令和元年度としております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長(杉岡義信君) これで諸般の報告を終わります。

議長(杉岡義信君) 日程第4、報告第1号、平成30年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計 算書の件について、報告を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 報告第1号、平成30年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明させていただきます。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定によりまして、繰り越しをしたものについて報告するものでございます。

繰越事業の内容といたしましては、3月補正で計上いたしました社会資本整備総合交付金に係る道路法面修繕事業など8件の事業で、総額8,482万5,000円となっております。よろしくお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) これで報告第1号を終わります。

議長(杉岡義信君) 日程第5、承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認 を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件 について提案理由を申し上げます。 平成31年3月29日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日、6月1日以降、順次施行されることに伴い、当町の税条例についても対応する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、ふるさと納税の寄附金、税額控除の改正、法人税率の改正、軽自動車税の賦 課等の改正です。

原則、施行日は平成31年4月1日からでございます。御承認いただきますようお願いを いたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして説明させていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に 公布され、4月1日以降、順次施行されることに伴いまして、当町の税条例につきましても、 改正の上、施行する必要が生じましたので、3月29日付で専決処分を行い、4月1日から 順次施行したものでございます。

なお、この改正につきましては、国から提示されました準則をもとに改正を行っております。

なお、御承知のことと思いますが、専決処分を行った日が平成31年3月29日でありましたので、年号につきましては、全て平成での表記とさせていただいております。改元日以降、平成の表示が残っておりましても有効なものであるということになっておりますので、説明につきましても平成というもので説明させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、16ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、16ページ、第1条による改正でございます。今回のこの条例につきましては、 5条からの改正となっております。

まず、第1条による改正でございます。

第34条の7、寄附金税額控除につきましてでございます。

これにつきましては、テレビ報道でもありましたように、ふるさと納税に係る寄附金控除 の変更になるものでございます。「寄附金」を「特例控除対象寄附金」というふうに名称も 変わっているところもございますが、これにつきましては附則も関連しておりますので、そ ちらのほうでも説明をさせていただきます。

第34条の7と、ページをめくっていただきまして18ページ、第7条の4以降でございます。こちらふるさと納税で指定された自治体以外が4市町ございますが、そちらに寄附された場合は、住民税等の寄附控除が受けられないということの規定でございます。これに関しまして改定されたものでございます。

申しわけありません、ページ戻っていただきまして、16ページ下段、附則の中の第7条の3の2でございます。これは住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、期間を平成43年度までとしておりましたのが2年間延長され、平成45年度までの借り入れの個人の住民税が控除されるというふうに変更されております。

続きまして、18ページ下段、第9条につきましても、ふるさと納税の寄附金控除に係る ものでございます。なお、このふるさと納税に係る改正の規定につきましては、平成31年 6月1日から施行というものとしております。

続きまして、20ページでございます。

附則第10条の2でございますが、これは地方税法の改正に伴いまして、項番号が変更となったための改正でございます。

続きまして、21ページ、中段の第10条の3でございます。新築住宅の固定資産税の減額の規定の適用でございますが、移転補償金を受けたことによりまして固定資産税の減額を受けるための申告に必要な書類を規定しております。第6項が追加されたということになっております。7項以降につきましては、6項の追加によります項番号の変更でございます。

続いて、24ページ、下段のほうから、軽自動車税の税率について規定を法改正がされて おります。こちらは、平成31年4月1日から施行となっているものでございます。

まず、第16条ですが、こちらは税率の特例によるものでございまして、平成31年度に限定されたものに変更されております。いわゆる環境への負荷の低減に資するための施策、経年車重課税というものでございますが、それを平成31年度分に対象とするというものでございます。

25ページ以降につきましては、左側の現行といたしまして、第2項、第3項、第4項を 削除して、26ページ以降、新たに第2項、第3項を規定しているものでございます。あと は項番号の変更として規定されたものでございます。

この軽自動車税につきましては、先ほどの初年度登録経年車重課税というものが平成 28年度から、すみません、13年以上経過したものについては税金が加算され、反対に環 境性能のすぐれた自動車、グリーン化特例と言われるものですけれども、これについて、軽 自動車も含め導入がされているところでございます。例えば電気自動車であったり、ハイブ リッド車であったりという物につきましては、減額の特例がされているということが規定さ れております。

以上、16条以降、16条の2までについては、軽自動車税の賦課徴収についての規定でございます。

続きまして、29ページお願いいたします。

第2条による改正でございます。

まず、第34条の4ですが、法人税割の税率の改正がございます。現行の「100分の 12.1」から「100分の8.4」に改正されるもので、これは平成31年10月1日から施行されるものです。経過措置といたしまして、10月1日以降に対象となる事業者に対しての税率となってくるものでございます。

36条の2以降につきましては、住民税の申告に係るものとなっております。

36条の3の2でございますが、扶養親族等の申告について記載をされております。町民税の申告書の単身児童扶養者というものが該当することになりまして、ページめくっていただきました30ページの上段、3号のところに規定されております。この単身児童扶養者というものは、事実婚状態でないことを確認した上で、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得額が135万円以下であるひとり親ということが規定されております。

次の36条の3の3につきましても、この単身児童扶養手当の関連の規定でございます。 続いて、ページめくっていただきまして、32ページ、附則になるものでございます。

第1条のほうでも、軽自動車税の非課税と税率については改正をさせていただいていると ころですが、あわせて、こちら軽自動車税の環境性能割の非課税を新たに追加するものでご ざいます。

まことに申しわけございません。33ページの下段、新旧対照表のほうの条番号が間違っておりました。現行のほうが「第15条の6」としておりましたのは「第16条の7」、それから改正後が「第15条の4」となっておりましたのが、「第15条の7」の誤りでございました。本文につきましては、第15条の7ということで記載させていただいておりますが、新旧対照表のほうで記載誤りがございました。まことに申しわけございません。修正いただきたいと思います。よろしくお願いします。

この第2条におきましては、先ほどのひとり親家庭のところもそうなんですけれども、軽

自動車税に関しまして改正が行われているところでございます。第15条の3以降、軽自動車の種別割でありましたり、環境性能割でありましたりというところの規定がされております。

こちらにつきましても、施行日は平成31年10月1日からの施行となっております。 続きまして、38ページ、第3条による改正でございます。

第3条につきましては、先ほど第2条でも言いました単身児童扶養者の非課税の措置を創設するものでございます。第24条でこちらを加えたものでございます。

下段の第16条、こちらも附則の中で軽自動車税の種別割の税率の特例を改正しております。第2条におきましても改正もありましたが、こちらについては電気自動車に限り、平成34年、35年、種別割の税率の特例を導入するというもので、39ページの第5項で規定をふやしております。

第16条につきましては、項ずれの改正でございます。

続いて、40ページ、第4条による改正でございます。

これは平成28年の12月議会におきまして、笠置町税条例等の一部を改正する条例を可 決いただきました。その一部を改正するものでございます。

40ページにつきましては、現行と金額、文言等は変わっておりませんが、国の準則に従いまして、「(ウ)4輪以上のもの」の下のスペースと言いますか、1文字あけるというところの規定に変わっておりましたので、軽微な改正ではございますが、国の準則に合わせて改正をさせていただいております。

ページめくっていただきまして、第15条の7、こちらも軽自動車税の環境性能割の改正 でございます。初回登録以降14年を経過したものという規定を加えさせていただいており まして、これは平成31年4月1日から施行されるものとなっております。

続いて、最後、第5条による改正でございます。43ページになります。

こちらにつきましても、平成30年3月に可決いただきました笠置町税条例の一部を改正する条例を、さらに今回一部改正するものでございます。

改正の内容につきましては、法人税に係る改正となっております。法人の電子申告を義務 化するというもので、それを改正させていただいております。

45ページの13以降、新たに加えられたものでございます。後につきましては、項番号の変更、法律の番号変更に伴いまして改正させていただいたものとなっております。

以上、ややこしい説明で申しわけございませんが、税条例等の一部改正の説明を終わらせ

ていただきます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑ありませんか。松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今、非常に詳しく説明してもらったんですが、まことに申しわけないんですが、40ページの件について再度説明をお願いします。

といいますのは、先ほどあったと思うんですが、82条の見出しの中、その下の「4輪以上のもの」、これは改正前と同じところに線が引っ張ってあるんです。これは、どういう意味があるのか。もう一度説明してください。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

こちらのほうも準則に従いまして、金額等の改正ではないんですけれども、文章見ていただきましたら、(ウ)の欄の(1)「乗用のもの」の下が、頭が3段そろっていると思います。これを1つずつずらせという指示でございました。「営業用」、「自家用」が「乗用のもの」の頭「乗」という字の頭にそろえるのではなく、「用」という字の下にそろえるという改正でございます。

その下の(2)の「貨物用のもの」につきましても、頭「貨物」の「貨」にそろえるのではなく、1文字ずらして「物」にそろえるという、これが国からの改正の指示がございましたので、当町のほうも改正させていただいております。

なお、下線につきましては、この(ウ)の段について変わるものでございますので、下線 を引かせていただいているということでございます。以上です。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) すみません、もう一度聞きますね。

早く言うと、こういう書類については、改正の下には横線が引っ張ってあるんですよね。 しかし、我々簡単に見ていますと、右も左も同じなんですよ。こういう意味はどうかという ことをちょっとお聞きしたいんですけれども、そういう点、すみませんが、ちょっとスロー で発言お願いしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

再度御説明させていただきます。

先ほども御説明させていただきましたように、(ウ)に係るものについて、1文字のスペースをあけるようにという国の法律改正がございました。

- (ウ)の欄の「4輪以上のもの」の下(1)の「乗用のもの」の「営業用」、「自家用」、 この行につきまして、スペースを1つ入れる。段落を1つ落とすという改正でございます。
- (2) につきましても、「貨物用のもの」の下「営業用」、「自家用」、こちらを1升あけるという指示でございます。

それによりまして、この1行が全て1升右にずれますので、この下線部分全てに線を引かせていただいたというところでございます。

金額等何の改正もございませんので、わかりにくいかとは思うんですけれども、地方税法 のほうもこういう形で改正をされておりますので、当町の税条例についても合わせて、1升 あけるという改正だけではございますが、改正をさせていただいたというところでございま す。

こちらにつきましては、国の準則に準じまして改正をしているところでございますので、 これによって大きな影響が出るものではございませんが、何度も申しますように、国の地方 税法の改正に従いまして、うちのほうも1升あけると、これは国からの通知もございました ので、させていただいたというところです。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

今のこの修正ね、こんなこと国から指示が来るんですか、修正せえと。

そしたら、言わせてもらうけれども、それの上、5行ほど上に「営業用」と「自家用」が 1段ずれていますやんか。ここは線引かれてないけれども、そんなしようもないこと、国か らそういう直せと来るんですか、通達か何か。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問ですけれども、これ本当に改正する必要があるのかというのも、私のほうも金額、それから内容につきまして全く変わらないので、国ではございませんがほかの自治体、それから例規の業者のほうにも確認しましたが、国の準則というものが示されておりますので、それどおりの改正をお願いしますということでした。

すみません、御指摘いただきましたその上の「営業用」のものですけれども、多分こちら

転記のときにずれが生じてしまったものと思われます。国から来ているものについては、この下のものだけでございまして、多分国のほうも上の現行の「乗用のもの」、「営業用」、「自家用」、こういう記載にしないといけないというところで、この(ウ)の項について修正があったということでございます。

上の「営業用」、「自家用」のものの1文字ずれの分につきましては、こちら側でのスペースのとり方の誤りかと思います。修正のところには下線引かれておりませんでしたので、そういうことで御理解いただけたら、原稿を例規に載せさせていただくときには、修正の上させていただきます。申しわけございません。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しないものは反対とみなします。

承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認すること に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、承認第2号、笠置町税条例等一部改正に伴 う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第6、承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分 の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

- 町長(西村典夫君) 承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。
 - 3月定例議会におきまして、印鑑条例の一部を改正する条例を可決いただき、新規の印鑑 登録証についてはカード式で発行することになりましたが、4月1日からの施行にあわせて、 その発行及び再発行に係る手数料について明記し、文言整理する必要があったため、専決処

分を行ったものでございます。御承認いただきますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件でございます。

先ほど町長のほうの提案理由にもありましたように、3月議会におきまして、印鑑条例の一部を改正する条例を可決いただき、4月1日以降から、新規の印鑑登録につきましてはカード式で発行させていただくということとしております。もちろん従来のカード式でお持ちいただいても、そのまま証明書の発行はさせていただいているところでございますが、その発行にあわせて手数料条例の文言整理等をさせていただいたところでございます。

それでは、2ページの新旧対照表のほうで説明させていただきますので、ごらんいただき たいと思います。

第2条におきまして、第8号と第9号を新たに明文化させてもらったところでございます。 従前から税に関する証明手数料と、それから住民基本台帳等に関する手数料につきましては 300円で規定させていただき、その他の証明というところで全てやっていたところでござ いますが、明文化をさせていただいたところでございます。

先に、2号を追加したことに伴いまして、10号以降は項ずれの改正となっております。

第15号につきましては、印鑑に関する手数料ということで規定させていただき、登録証の交付、再交付についても300円を規定させていただきました。印鑑登録証明書につきましては、従前どおり1件当たり300円の規定ですが、この13号において、カードの登録、再発行についても、300円という規定で全てやっていたところでございますので、この際の明文化とさせていただいたところでございます。

また、最後、3ページの29号、30号でございますが、個人番号の通知カード、それから個人番号カードの再交付の手数料と、改正前につきましては、再交付という規定は文言としては入っているんですけれども、通知カードの最初の発行とも読み取れるということで、確実に再交付の手数料というところを加えさせていただきました。

もちろん通知カードにつきましても、個人番号カードにつきましても、初回の発行については、国の制度で無償となっております。紛失された場合等の再交付の手数料についてだけ、 手数料を徴収させていただいているというところでございます。

これについては、印鑑条例の改正にともないまして4月1日から改正させていただいたも

のとしております。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専 決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改 正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第7、承認第4号、平成31年度笠置町一般会計補正予算(第1号) に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 承認第4号、平成31年度笠置町一般会計補正予算(第1号)に伴う専 決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億660万円に、歳入歳出それぞれ9万2,000円を加え、総額を15億669万2,000円とするものでございます。

笠置いこいの館の露天風呂ろ過器や寝湯のふぐあいについて緊急に修理する必要が生じた ため、平成31年4月25日に専決処分をし、対応をいたしました。御審議いただき、御承 認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 承認第4号、平成31年度笠置町一般会 計補正予算(第1号)に伴う専決処分の議案の御説明をさせていただきます。

7ページをよろしくお願いいたします。

7ページ、歳入、17款繰入金、1項基金繰入金、4目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金といたしまして、ふるさと基金繰入金から9万1,000円計上させていただいております。

続きまして、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金といたしまして 1,000円計上させていただいております。

続きまして、8ページよろしくお願いいたします。

8ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需用費、 修繕料といたしまして9万2,000円を計上させていただいております。

経年劣化等によりますボイラー室内の漏水、ポンプ動作不良など設備機器のふぐあいが生じておりましたが、その都度小修繕等で対応しておりました。しかしながら、大型連休を目前に控えました4月24日、故障箇所が悪化いたしまして、早急に対応しなければ連休中にお客様への温泉サービスが提供できない可能性が非常に高くなりましたので、緊急対応といたしまして、露天のろ過器の応急処理、薬風呂の温水管の漏水の修理、男子寝風呂のポンプ修繕、岩風呂のポンプ修繕、以上の修繕を応急的に実施いたしました。

当初、修繕料が30万円を超えるという見積もりがありまして、協定書に基づきまして、 10万円以上の工事といたしまして決裁を得て専決処分をさせていただきましたが、連休前 ということもあり、部品の調達、ポンプ等の機器の調達等が無理だということが判明いたし まして、連休中このようなサービスが提供できないということを回避するため、応急的な処 置といたしまして、今回専決処分といたしまして修繕させていただきました。御審議のほど よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

これ、議運のときにも聞きましたが、まだ返答がないので再度お聞きします。報告書等はございますでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

報告書ということでございますが、指定管理者からそのときの故障の状況などを文書で役場のほうに提出していただき、その内容で庁内の決裁を経て、今回の先決工事、修繕をさせていただきました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

指定管理業者からの報告を受けたと。そやけど、持ちものとしては町の持ちものであると。

支払いは行政が行うと。ちょっとぴんと来ないんですよね。

町の持ちもので行政がお金を支払うのであれば、やはり報告書等の例えば形式だったり、 ひな形であったり、緊急時なので見積もりまではいかないかもしれないですけれども、施工 写真等の添付だったり、そういうものが議会に提出されてしかりだと思うんですよ。

その辺が提出されないと、何をもってその金額が適正なのか、適正に工事をされたのか、 そういうものが公としては必要ではないのかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

報告書の件でございますが、正式なフォーマットと申しますか、そういった報告書はございません。今後、きちんとした報告書を作成し、その報告書によって報告するようにいたします。

写真等でございますが、現場に私が行き、修繕前の状況の写真というものは写真を撮り、 庁内のほうで決裁をしております。

先ほど議員がおっしゃいました修繕前、修繕中、また修繕後、そのあたりの写真というものがきちんと今回は整備できておりませんので、これは大きな反省といたしまして、今後、きちんとそういった順序、報告書の中身、写真、そういったものをきちんと整理して報告、対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 公の施設なので、今の時代何でも簡素化されてスマホできれいな写真も 撮れますし、いろんな手だてできると思うんですよ。だから、こういう答弁がないように、 これは金額の大小ではなく、やっぱり公金であるということをみんなが理解して、バックヤ ードにはやはり故障したときの保証も含め、危険を回避したというのは重々猶予できるんで すけれども、それが無駄になるような仕事になっちゃうじゃないですか。それ、一番やっぱ り町に対しての不利益やと思うんですよ。お金の不利益が一番罪なのか、それとも信用をな くすことが不利益なのか、やはり行政という立場でしっかり考えていただきたい。

だから、今回写真がなかったことが悪いとか、どうとかということよりは、本質的には信用を損なうことが罪であるということをみんなで認識しないといけないと。

これ、専決処分なので、お金がどうとかこうとかという話はなくなってきますわね。そこ

も、課長しっかり考えて、フォーマットをつくれということが正解ではなく、信用を損なわない仕事をしようということが本質であるということを僕は伝えたい。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

この件につきましては、緊急やむを得んということで処置をされたということで、専決処分はやらはったわけですけれども、先ほどの答弁を聞いていますと、当初は30万円ぐらい必要やいう予算で町長の決裁まで受けたということをおっしゃっているけれども、ということは、後で出てきますけれども、補正予算の修繕費用の中に、これの後始末は入っているんですか、どうなんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この修繕、男子の寝風呂のポンプの交換、あと岩風呂のポンプの交換、こちらのほうがポンプ自体を交換しなければ漏水のほうがおさまらないということで、今回、連休前ということもありまして、ポンプの調達などが時期的にできませんでしたので、応急的な処置ということで今回対応させていただきましたので、先ほど御質問にありました今後控えております補正予算の中にはこちら、また、男子の寝風呂のポンプ、あと岩風呂のポンプの修繕につきましては、きちんとまだ応急対応ということの部分で終わっておりますので、計上はさせていただいております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) わかりました。それで処置できているということだったら、この専決処分いうのは、指定管理者と契約している一応の修繕10万円以下の場合は、指定管理者が行うということになっておるけれども、その件はどうなるんですか。

これは応急処置で結局ポンプ交換は後回しにして、応急処置的な修繕をやったということになるんやったら、それはその契約の10万円以下ということに係ってくるんじゃないんですか。その辺はどうですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、応急的な処置ということで、本体の部分がまだ完了できておりませんので、応急処

理の部分、また、今後控えています交換する部分一体化の修繕といたしまして10万円以上 ということで、こちらのほうは対応させていただきました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 違う。私聞いているのは、交換取りかえの工事は後回しにしているわけや。そやから、今応急的な修繕をやっただけやろう。それは指定管理者との契約の中で、10万円以下の日常補修については指定管理者が行うとなっているわけやん。それをどうなっているんですかと質問しているんですよ。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

小林君、今聞いていることを正確に答弁したってください。そうでなかったら何回もなるから。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

その10万円以上、以下というところでございますが、今回専決の判断とさせていただきましたのは、薬風呂とか岩風呂とかのポンプ自体の工事、それは1つのものだということで、9万円以下でありましたけれども、今まで見積もった中で合計的に10万円以上超えるというところで、こちら庁内判断をさせていただきまして、対応させていただいたというところでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

1番(西岡良祐君) よろしいか。

今の答弁では、私納得できません。よろしいか。

議長(杉岡義信君) もう一回やってください。西岡君。

1番(西岡良祐君) 違うやん。何を聞いているかと言うたら、ポンプ交換とかは後の補正予 算の修繕の中に入れて、ちゃんと町がやらんなんということでやっているわけでしょう。そ れはそれでいいんですよ。そのとおりやってもらわんとあかんわけや。

私が言うているのは、日常補修のね。そうでしょう、ちゃんと直せなかったわけでしょう。 仮の応急処置の修繕をしただけでしょう。それが10万円以下やったわけやろう、9万何ぼ ということで。

それやったら、その契約の10万円以下の修繕は指定管理者が行うというところになるの ん違いますかと聞いているんですよ。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど商工観光課長が答弁させていただきましたように、もともとは本体を早急に修繕しなければならないという事案でございました。したがって、大規模修繕に当たるということで10万円以上、見積額としては30万円超えるという判断のもとに、町がやるということで判断をさせていただきました。

もともと協定書にはこのように書いてございまして、1件につき10万円以上のものについては町が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。3項に、前項に規定しているもの以外は甲乙が協議により決定するものとするとなっておりますので、本件は協議を行った上、町のほうで一体的な修繕、早急に対応を要するものとして、3項の規定により判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今、副町長の答弁なんですけれども、なるほどそうなんですよ。ここにある笠置いこいの 館指定管理業務仕様書の5ページにそれは載っているんです。しかし、1件につきという話 になっていますね。しかし、話聞くとそうじゃないでしょう。

ただ、漠然とするのは、ここにうたってある10万円以下は指定管理者がやるということになっているのに、そういう都合のいいような感じで采配されれば、それも、しかも公金から出すということには、私は反対なんですよ。

だから、そのために専決の印を押された責任者はどう捉えているんですか。風見鶏のようにああやこうやとやられるようでは、こういう指定管理の仕様書、契約されていますね。まずはこっちに、いこいの館にも平成31年3月19日ですか、契約されているんですよ。

やはり行政とあるべきものは書類にのっとった方法でやってもらわないことには、それと 同時に説明もはっきりしてもらわないことには納得いきません。

町長、その点どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) この工事につきましては、担当課長のほうからも御説明をしましたけれ ども、大型連休前であるということにつきまして、本当に緊急を要する工事でございました。 それを業者の方に見ていただきまして、これはポンプを交換しなければならないということ を指摘を受けたわけでございますけれども、早急にそのポンプの在庫がありませんでした。 その中で、業者の方が偶然中古、当面短期間でも使えるようなポンプが会社にあると、そ ういうことを言っていただきましたので、当面そのポンプで急場をしのいでいこうというこ とになりました。

最初、本体の工事に係りましては、担当課長のほうからも報告ございましたが、30万円を超える予算が計上されておりました。その中で、応急的な工事として、その会社がもっておられましたポンプを緊急的に使用させていただきまして、急場をしのいでいこうという措置をとらせていただきました。その件に係る費用が9万2,000円でございます。

この9万2,000円というのは、30万円を超える本体工事と一体的な工事とみなしていただいて、それは町が負担していく、そういうことの判断をさせていただきました。そのことにつきましては、今、副町長が答弁しました協定書にもそういうことが記載されておりまして、そのことにつきまして指定管理者さんと協議をさせていただきまして、こういう専決処分をさせていただきました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今、回答で緊急、緊急という言葉をよく使われますね。緊急はそれでいいですよ。

しかし、ここに町長として押されているこの契約書の中に、第6、業務水準とあります。 わかりますか。お持ちですか、これ。契約書の、いこいの館指定管理者の。

ここには、緊急と言われますけれども、日常点検はするという指定管理者の仕事をうたってあるんですよ。なぜこれが簡単に緊急、緊急という言葉で済まされるんですか。そういう 資料はとっておられるんですか。

ただ、そういう言葉のあやでこういうことを決断されるということについて、私は物すごく疑問を感じます。その点どうですか。いこいの館から日常管理している日報とか書類は出てきているんですか。そういう業者と今後取り引きしていいんですか。町長、どうですか。これを見て言うてください。お持ちでしょう。回答お願いします。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 以前から申し上げておりますように、いこいの館につきましての機械類、 そういう関係につきましての維持管理計画、また、きちんとしたそういう更新の計画などと いうものは今まで一切ありませんでした。今後はそういうこともきちんと作成して、維持管 理に努めていくということを申し上げておる次第でございます。

指定管理者さんから具体的な日報は出ているかといえば、それも十分なものは現在のとこ

ろ出ておりません。1カ月に2回ほどぐらいの報告、そのようなものをいただいております し、日常的な毎日の詳しいそういう日報は、今は届いておらない状況でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

これ、もろていないとか、そういうレベルの問題じゃないでしょう。町長はわかさぎの社長ですよ。まして笠置町のトップですよ。もうてなかった、そんなんで事は通るんですか。だから、どうするんですか、今後。どういう対策をもって、こういういこいの館の補修並びにそういう安全面についてどうするんですか。こういうことについては、坂本議員は事あるごとに言うていますよ。先ほども質問ありましたけれども、言うていますよ。

しかし、それはこういうことについて全然お聞きにならないんですか。それとも、わからないんですか。理解できないんですか。そういう点ちょっとお聞きしたいんですけれども。できていませんでは困るんですよ。だからどうするかということを私は聞きたいんです。そういう腹をくくった対策をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) ただいま御指摘をいただきました、そのように取り組んでいかなければ ならないと考えております。

今まで十分でなかったことにつきましては、指定管理者さんと十分議論を重ねまして、今 まで至らなかった点につきまして、早急に改善をさせていただきたいと、そのように考えて おります。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

今先ほどから聞いていますと、大型連体であろうがなかろうが、通常点検ということも出ていましたけれども、出ていたらわかるはずなんです。ちなみに、私、町長から2月4日の日にここが故障しているから、それで私すぐに見に行きました。そのときも対応できたはずですよ。あの状態見て、私はびっくりしました。これ余り言わんとこうと思ったけれども、電気保安協会の方もそのときたまたまおられました。

いろいろここで言いませんけれども、なぜそういう対応が、大型連休であろうがなかろう が通常点検していたら、こんなことはすぐわかるんですよ。

それから、以前から言っているように、こういった施設は15年か20年ぐらいで改修し

やなあかんのですよ。それを22年間ほったらかしているのは、点検、点検で、結局補正予算どんどん来て、とどのつまりがお金がなくなってきているんですよ、基金が。

通常点検をやっておれば、先ほど言ったように大型連休であろうがなかろうがそんなこと は関係ないんですよ。2月4日のとき、ほんだらどういうふうに対応されたんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 2月4日に大倉議員に視察をしていただきました。そのときにおきまして、大量の水が流れ出ているということにつきまして、電気の漏電など起こる危険性があるという指摘をいただきました。そのとき業者さんからも指導をいただきまして、当面、そこの溝を切ったりして、たまっている水を排水路に流していくべきだという指摘をいただきましたので、当面そのたまっている水の水路を切って、水路に流し込むような作業をいたしまして、そういうことにつきましては、大幅に改善をさせていただきました。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それじゃ、町長、2月4日、その水路をやったということですけれども、ああいうボイラーの腐食とかいろんなことをどう思われました。私、あれ見て久しぶりにというか、初めてというか入ってびっくりしたんですよ。

そういう状況で、町長として、それから会社の社長として、本当に営業ができるんかとい うことを私は本当に不安を思いましたよ、町長。

だから、2月4日にわざわざ電話いただいて、すぐに飛んで行きましたよ。それで、また 今言われた連休前のときも電話いただいて、すぐ見に行きました。何ら変わっていませんよ。 だから、そういうことを町長、本当に真剣にやって、安心・安全ですよ。これ一番大事な んです。

だから、緊急、緊急じゃないんですよ。通常点検をしっかりやれば、こういうことがあり得ないんですよ。通常点検やって、どんどん修理していくとか、それを今まで怠っているわけですよ。今後どうされますか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 何回も申し上げておりますように、いこいの館には設立されて以来、き ちんとした更新計画や修繕計画、そういうものがつくられておりませんでした。正直なとこ ろ、悪くなった箇所をできるだけ安いコストで修理を続けてきたという状況でございました。 20年以上たちまして、今そういうその場限りの修繕では当然できなくなって、ポンプが もう動かなくなったり、ろ過器も性能を果たせなくなって、そういうことが今顕著に出てき ておるところでございます。

今後につきましては、きちんとした点検計画、更新計画、修繕計画を立てまして、その計画に基づいて更新、修理などをやっていく、そのつもりでございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

町長、副町長、さっきの話、副町長は契約書に基づいて話されています。町長はその契約で行われているはずであろうそういう点検業務だったりとか、日報の提出ができていないという話をされているわけです。それに対して1,200万円の指定管理料をもう支払っているわけですよね。そこの誤差出てきてしまうじゃないですか。

これまた僕ら不安に思うわけですよ。この不安が全てのバランスを崩していくということをもうちょっと理解していただきたいと。

何が言いたいかといったら、そこのすり合わせはしておいてくれと。町長、副町長で。今 の話でもそうですけれども、こういう質問が来たら、こういうふうに話そうねということは 事前にしておいていただきたいと。

やっぱり議会の視聴率高いですから、住民さん、議員も含め、お二人の一言一言はやっぱり町を動かすわけですよ。町長もずっと同じ話をするのではなく、やはり行動に移していただいて、もうちょっとチームワークを育んでいただきたい。

こういう答弁は、先日動議発議しましたけれども、本当に町にとってプラスなのか、話さなくて、討論しなくていいということはないと思うわけですよ。ただ、余りにも住民の不安をあおる議会というのは、僕はいかがなものかと思っているわけですよ。それはやっぱりお互い信頼関係が成り立たんとできやんことやと思うので、町長、やっぱり契約に基づいて何ができていないのか。じゃ、その1,200万円は妥当なのかという話にまたなりかねないので、そこはきちんとチームワークを築いてください。

これは質問になっているのかどうかわかりませんが、そういう小さいずれが全てのバランスを崩すと。議員も言いたくて言っているわけじゃないんですよ。これ何年も言っている話だと思います。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいま坂本議員より大変貴重な御意見、また御指摘をいただきました。ありがとうございます。

基本はやはり指定管理者との間で交わされた協定書に基づきやるというのが基本でございます。協定書に基づいて何がしっかりできているのか、何ができていないのか、そういった点でやはり軌道修正をしていく、そういう必要がございます。

町長が一部そういったことが、協定書に基づく内容ができていない事実もあると申し上げました。であれば、それに基づき業務改善命令を行う、あるいは施設設備の維持管理計画をつくるという具体的な案を出し、今後、協定書に基づきしっかりと両者で協議をしながら指定管理者の業務が円滑に行え、そして町としても責任を果たせるように努力をしてまいりたいと思っております。

いろいろと御心配をおかけいたしました。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

先ほどから緊急性のことをずっと言われています。ところがこれまでも修繕自体は必要だということで言われてきた中で、今回、緊急性があるということですが、悪化したという表現はあるんですけれども、例えば露天風呂のろ過器の交換を応急的に処置されたということですけれども、これが例えば温質がこれまで以上に悪化したということをどういうものをもって判断されて、これはこれ以上放置できないというふうに判断されたのか、その点の説明というのが不十分じゃないかと感じています。

それぞれの緊急性の必要性について、悪化したといわれる中身について、もう少し具体的な判断基準というものをお示しいただきたいと思います。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回応急処置をいたしました各修繕箇所の内容というところでございます。

まず初めに、露天のろ過器についてでございますが、こちら配水のバルブ、あけ閉めする バルブがありますが、そちらのほうの周りにふぐあいが生じてきており、温泉水とか水道水 の水を流す動作、その作業ができなくなる。よって、お風呂の利用ができなくなるというこ とにつながります。

続きまして、薬風呂の漏水のことにつきましてですが、ボイラー室の中の配管、天井高く 配管が通っております。そちらのほうからの漏水が激しくなり、その周辺の機器にまで漏水 が飛び散り、周辺の機器のまた損傷も引き起こす。その温泉水が流れることによって温度低 下していく、適切な温度のお湯が流れないということを引き起こすということで、漏水の修 繕を行いました。

あと、男子の寝風呂のポンプ、岩風呂のポンプでございますが、そちらのポンプにつきましても、ポンプの故障によりまして温泉水が多量にポンプ部分から漏れてきておりました。 そのポンプの温水の漏れがボイラー室の中の床に水がたまり、先ほど町長等のお話のあったように、溝切りの対応をしておりましたが、それ以上に温泉が流れ出る。よって、浴室の中に適切な温度のお湯が流れないということで、以上申しました原因により、応急的に対応をさせていただきました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

お聞きをしていますのは、露天ろ過器でいったら配水バルブが閉めづらくなっているということだというふうに思うんですけれども、それが今回、以前と違って悪化したと言われる変化ですね、明らかに耐えられないまで行ったというのは、どこでどういうふうに判断されたのか、これまでとそれほど変わらないけれども、さすがに放置できないという程度なのか、もうこれは今すぐやらないと営業ができなくなると判断された基準というのがあると思うんです。

緊急性と言われますから、以前からあった問題が悪化したと。その変化についてお聞きを したいと思っているんです。

そして、薬風呂にしても、男子の寝風呂、岩風呂のポンプにしても水漏れが大量にあって、 それは危険だということになっているということはわかるんですが、それも変化としてこの 時期に特に多くなってきて、前ともう明らかに違うとか、明らかにふえてきているというこ とで判断をされたのか、緊急性ということを言われますから、今までと違う状況があるとい うことがあったのか、もう少しきちっと判断の基準というのを示していただきたいと思いま す。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、露天のほうですが、毎朝露天風呂、各お風呂も同じでございますが、逆洗というも のをさせていただきます。ろ過器の中の洗浄というところです。

逆洗をするに当たりまして、バルブの開閉作業を行うんですが、そちらのバルブのあけ閉

めがもう空回りするといったような状況が連続して起こるようになりました。そちら、逆洗ができなければ、先ほどのような安全な安心なお風呂も提供できない、もう露天風呂は使えなくなる、サービスとしてできなくなるというところが1つの判断基準でございました。

薬風呂の漏水につきましてですが、温泉の温度というものが一定温度設定をしておりますが、漏れることによりまして一定のお湯がお風呂のほうに流れ込まなくなるということで、温度の変化が生じておりました。温度がなかなか上がらないということが現象としてあらわれるようになりました。そこが判断基準でございます。

あと、ポンプにつきましては、やはりポンプ、日々、朝晩お湯をとめるときとかに中に入ってはいるんですが、明らかにポンプの音、金属音といいますか、音が激しくなってきており、先ほどから申しましたような漏水も激しくなってきておりました。それに付随しまして、やはりお湯の温度がなかなか上がらないというところもございましたので、最終的に、このまま放置しておくと温泉の利用が、サービスが提供できなくなるというところが判断でございました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

お聞きをした中で、やっとそこまでの話が出てきたと思うんです。説明としてはある程度 理解できる内容だったと思うんですけれども、それをやっぱり議案として出される以上は、 積極的に事前に町から説明いただきたいなということで、あえて質問させていただいていま す。

そういうことが、このいこいの館のかかわる問題全般についても言えるんじゃないかなと。 先ほどの日常点検の話ですね。修繕とか、そういう管理計画とか、以前からずっとやります、 やりますと言ってなかなかやってこなかったという実態があると思うんです。早急に対応す るといろいろ言われますけれども、それがなかなか実際の行動としてあらわれていないと。

この問題の説明もやはりそういう態度の1つのあらわれかなと、姿勢のあらわれかなというふうに思いました。

これからはやはりきちっと積極的にそうした基本的なことについては説明をいただくということを求めまして、質疑としては終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

先ほど私が聞いたように、2月4日、やっと町長が認められた。先日の議会運営委員会で

- 議長(杉岡義信君) 大倉君、今のやっているやつと、2月は違うので、それはやめておいて、 今のやつ、今のやつで。そうせんことには、ずっと去年の話まで出てくる。
- 5番(大倉 博君) 違う。そこに専決処分が入らないかということを、2月4日、議会運営 委員会で返事がなかった。故障の関係で電話があって、2月4日。今、町長が認められた。 議会運営委員会にしつこく私が聞いているのに、何も答弁なかった。

そうすると、この工事は専決じゃないかと私は言っているんですよ。どうですか、町長。 だから、そういった意味で、私は残念ながら、しつこく言っているのに、今やっと2月 4日のことを認められた。議会運営委員会でしつこく……

議長(杉岡義信君) 大倉君。2月4日と違うねん、今や。

5番(大倉 博君) だから、そういった意味で、本来ならこの10万4,760円も含めて 専決処分違うかといことで、私が本当は9万円は賛成なんですよ。あえてそういうことで反 対討論といたします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

今回、この9万2,000円に関しては賛成です。保守点検のことが討論に出ましたけれども、以前から言っているのに改善されていないというのは確かにあると思いますけれども、ちょっと分けて考えてみたんですが、確かに点検したとしても、点検する技術を持った人が点検しているかの問題もありますし、点検した時点でリスクが数値化できるかという問題もあると思います。

確かに機械ものなので、新品でも壊れます。ほっておいても10年、20年もつものもあります。そこを数値化なりできるとは限らないし、今回、これに関してはいこいの営業ができるできへんというのを考えてみても、応急に対応して専決したのは正しいと思うので、これで賛成討論としてかえます。

議長(杉岡義信君) まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

この案件が専決処分であるということを皆さん、理解しなければならないと。多数事務的な不備はあったかもしれませんが、この後で出てきます補正予算にも補償費というものが組まれています。それが今回でも230万円、議運のほうで説明されました。

日々業務の中で起こっている不備は多々あるかと思いますが、笠置町の出費としては9万 2,000円で抑えられたことは、ある程度の評価はできるかと思っております。

あと、中古品ということでジャンク品なので、もしほかの要望があれば、その業者さんは 速やかにほかのところに手だてしていたかもしれないと。そういうことも考慮すれば、その ときに、このポンプを使って修繕しようと苦し紛れに思ったのも理解できるかとは思います。 いろんな面から見ても、笠置のいこいのいろんな修繕は今までしてきましたが、計画的に なされたことはやはりなく、これからきちんとつくっていかなければならない必要大事項や と思っています。

その中で、要らん経費をかけるよりも、未然にこの9万円台でおさまったというのは、け がの功名かなと思い、今回は賛成させていただきたく思います。

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。承認第4号、平成31年度笠置町一般会計補正予算 (第1号) に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 可否同数です。以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件について裁決します。

議長は承認とします。したがって、承認第4号、平成31年度笠置町一般会計補正予算 (第1号) に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) この際、15分間休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第8、承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の 承認を求める件を議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求め る件について提案理由を御説明申し上げます。

今回、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が本年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正をしたところでございます。

改正概要は、介護保険料の減額賦課拡充にかかわるものでございます。

議会の招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をした次第でございます。

施行日は公布の日で、改正後の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。 御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件、御説明申し上げます。

この改正の趣旨でございますが、本年10月に予定されております消費税率の引き上げに よる増収分を財源として、所得の少ない介護保険の第1号被保険者に対する介護保険料の軽 減措置の強化策でございます。その関係で、介護保険法施行令が改正されたわけでございま すが、改正された施行令の限度額いっぱいに、笠置町も同様の軽減措置をとるというふうな 内容になってございます。

承認第5号の新旧対照表2ページごらんください。

まず、介護保険条例第8条で、笠置町は第13段階の所得によって保険料を決めさせていただいているところでございます。この根拠は第8条によるわけでございますが、まず最初に、2ページでは、第1項第6号 (6)というのが第6号になるわけでございます。このイの中で、根拠条例の改正をしてございます。

消費税の関係ではございませんが、今回新たに令和元年度から、今まで所得の合算のときに用いる控除できる額が該当していなかったものを該当するというふうな内容になっておりまして、具体的には、今回新たに合計所得には長期並びに短期譲渡所得の特別控除を含むというふうな根拠法令の改正になっている改正でございます。

それで、3ページ、次のページにまいりまして、上段第2項から、これが提案理由にもご

ざいました軽減措置の強化でございます。

改正前につきましては、第2項しかございません。この第2項は何かといいますと、議運でお配りした、もしお持ちでしたら介護保険料軽減のお知らせというのを、もしお手元にございましたら見ていただければわかりやすいかと存じますが、本来、介護保険料は第1段階で3万9,840円という保険料になっておりますが、それを今回の軽減措置によって「2万9,880円」にしますというふうなものでございます。これが第2項でございます。それから、「前項第1号に掲げる第1号被保険者についての」云々というのはございますが、この第1号というのが笠置町の第1段階に当たるというふうな理解でよろしくお願いします。

それから、新たに第3項、第4項を設けまして、第3項につきましては、前項の規定は第1項第2号に掲げる第1号被保険者について適用するということで、第2号ということは、 笠置町の第2段階に当たるというふうなところでございまして、本来、5万1,840円を「4万1,880円」に適用しますというふうな意味でございます。

それと、第4項では、同じく笠置町の第3段階の方に対して軽減措置を講じるものでございます。本来は5万9,760円の保険料でございますが、「5万7,840円」にさせていただくというふうなところでございます。

それから、下段の17条につきましては、文言の修正でございます。

それと、説明させていただいた減額率をそのまま全部限度額まで、笠置町も適用している ということをあわせて御説明申し上げます。

それから、対象者の概念でございますが、世帯で非課税世帯を対象にしたのが、この第1、 第2、第3段階というふうなところになってございまして、そういう方に対して軽減措置を 強化されたということでございます。

それから、施行日につきましては、提案理由にございましたように4月1日に遡及するものでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決 処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正 に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第9、承議案第22号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件 を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第22号、京都地方税機構規約変更に関する協議について提案理由 を申し上げます。

京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税(償却資産に限る)にかかわる申告 書等の受け付け等の事務を追加するとともに、平成28年度及び平成31年度税制改正に対 応するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほ か23市町村と協議したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の 11の規定により提出するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお 願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第22号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件につきまして、議案の内容の説明をさせていただきます。

京都地方税機構の規約につきましては、京都府及び京都市を除きます福知山市ほか23市町村での議会で議決をいただいた後、税機構のほうから申請し、許可を得るものとなっております。

内容につきまして、説明させていただきます。

4ページの新旧対照表によりまして説明させていただきます。

地方税機構の処理する事務に新たに固定資産税の償却資産に係る申告書の受け付け等を追加するということの改正と地方税法の改正によります文言修正が第4条のほうで行われております。

第4条第1号、第2号につきましては、先ほどの税条例の改正のときにも御説明させてい

ただきましたように、第1号の法人税、第2号の軽自動車税について文言修正をしていると ころでございます。

新たに追加となりましたのが第3号でございます。こちらが固定資産税のうち償却資産に 関しまして課税の申告書の受け付け、課税業務等につきまして、広域連合で共同処理をして いこうというもので、改正案となっております。

償却資産以外の家屋、土地につきましては、現行どおり笠置町のほうで課税申告処理ということになりますけれども、今後、こちらにつきましても共同化について協議されていくものと思っております。

附則の中で施行期日を書いております。令和元年10月1日前に開始した事業年度につきましては、法人については地方税法と同じく経過措置として10月1日からとなっております。3の軽自動車税につきましても10月1日の施行日です。

第5号で掲げておりますものが固定資産税の償却資産の施行日となっております。これに伴いまして、施行が令和2年12月31日までの間は市町村で事務をするんですけれども、地方税機構における準備行為も行うため、施行は10月1日からとなるものとしております。ページめくっていただきまして、第17条関係の負担金の積算が書かれております。

7ページから8ページ、9ページにかけまして、今度、償却資産の事務を進めるに当たっての負担金が追加されたものとなっております。

基本といたしましては、市町村の負担金といたしましては、基本負担金が100分の5、人口割といたしまして100分の47. 5が人口割、納税義務者割が100分の47. 5に さらにその6分の5が納税義務者割、下の調定金額相当割が100分の47. 5のうち6分の1に相当する額が償却資産に係る経費となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第22号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件について、反対討論をします。 本議案には、固定資産税償却資産に係る課税率を京都地方税機構の処理する事務に追加す る内容があります。税業務は、住民に身近な地方自治体が住民の生活実態に寄り添い、相談に乗りながら進めていくべきものです。こうした立場から、税を取り立てる方向へ進むことに懸念を表明し、反対討論とします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第22号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第22号、京都地方税機構規約変更に 関する協議の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第10、議案第23号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部 改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第23号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に示されている投票管理者や立会人等に係る報酬が見直されましたので、当町で規定する投票管理者等の報酬についても改正するものでございます。

施行は公布の日からで、次期選挙から適用することになります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

それでは、議案第23号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例の一部改正の件について、 改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に示されている投票管理者や立会人等に係る報酬が見直されましたので、当町で規定する投票管理者等の報酬についての改正と一部文言整理を行っております。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。 2ページをごらんください。

初めに、「別表第1」を「別表(第2条関係)」と文言整理を行っております。

同表中の報酬額につきまして、投票管理者は「1万2,600円」を「1万2,800円」に、開票管理者は「1万600円」を「1万800円」に、選挙長は「1万600円」を「1万800円」に、投票立会人は「1万700円」を「1万900円」に、開票立会人は「8,800円」を「8,900円」、選挙立会人は「8,800円」を「8,900円」に、期目前投票所の投票管理者は「1万1,100円」を「1万1,300円」に、期目前投票所の投票立会人は「9,500円」を「9,600円」に改めております。

この改正条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第23号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例 一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第23号、投票管理者等の報酬及び費用弁償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第11、議案第24号、笠置町総合計画審議会設置条例一部改正の 件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第24号、笠置町総合計画審議会設置条例一部改正の件について提 案理由を申し上げます。

平成23年に策定しました第3次笠置町総合計画が令和2年度までの計画であり、新たに第4次総合計画を作成するに当たり、審議会の設置目的及び組織について改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

それでは、議案第24号、笠置町総合計画審議会設置条例一部改正の件について、改正内容を御説明いたします。

現在の第3次笠置町総合計画については、平成23年3月に策定し、令和2年度までが計画期間となっております。今回、第4次総合計画の策定を進めるに当たり、必要な事項について改正するものです。

それでは、新旧対照表にて御説明いたします。 2ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定に関する 規定が削除されたことに伴い、目的を改正いたします。

第2条については、第1条に笠置町総合計画審議会の設置を明記したことに伴い削除いた します。この削除に伴い、以後1条ずつ繰り上げを行います。

改正後の第3条第1項については、より幅広い御意見を頂戴するため、審議会の委員数を「7」人から「10」人に改めております。また、同条第2項第3号について、「学識経験者」を「優れた識見を有する者」に改めております。

なお、この改正条例の施行日については、公布の日から施行するものとしております。 以上で説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

この2ページの第3条第2項の(3)、「学識経験者」から「優れた識見を有する者」と、 これはどういう違いがあるんですか、ちょっとわからないんですけれども、その辺説明願え ますか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの大倉議員の質問に対して回答させていただきます。

平成30年の9月議会におきまして、情報公開条例の趣旨のときの会議の中でもありましたように、学識経験者ということでは大学の先生というようなこともありましたので、すぐれた識見を有する者として幅広い方に委員をお願いしたいという思いで、文言を改正させていただいております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それでは、3条2項の1には、これは町内におられる方と思うんですけれども、今のすぐ

れた識見を有する者というのは町外の方も可能なんですか、町内の人ですか、想定されているんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼します。

ただいまの大倉議員の質問にお答えいたします。

現在のところは町内、町外間わず委員をお願いしたいというふうに考えております。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第24号、笠置町総合計画審議会設置条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第24号、笠置町総合計画審議会設置 条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) この際、暫時休憩します。

休憩 年前11時50分

再 開 午後 1時00分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第12、議案第25号、笠置町総合計画策定条例制定の件を議題と します。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第25号、笠置町総合計画策定条例制定の件について提案理由を申 し上げます。

地方自治法の改正により、総合計画策定の法定義務はなくなりましたが、引き続き総合的、 計画的に町政運営を進めていくため、策定根拠となる条例をするものでございます。よろし く御審議賜りますようお願いを申し上げます。 議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

議案第25号、笠置町総合計画策定条例制定の件について説明させていただきます。

議案第24号でも御説明させていただきましたが、地方自治法の改正に伴い、市町村における基本構想の策定の法定義務はなくなっております。しかし、当町においては、引き続き総合計画を策定することにしており、今回、その策定に必要な事項等を定めた条例を提案するものです。

1ページ目をごらんください。

第1条では、笠置町総合計画の策定について必要な事項を定めると、条例の趣旨を説明しております。

第2条は、第1項において、総合計画は、町の最上位の計画と位置づけを明確にし、第 2項では、総合計画の構成について規定しております。

第3条については、基本構想と基本計画の策定等を行う際の手続について規定しております。

第4条については、基本構想の策定等に関して、議会の議決が必要である旨を規定しております。

第5条については、基本構想と基本計画の策定等の公表義務について規定しております。 第6条は、規則への委任をうたっております。

附則の第1条については、施行日を公布の日としております。

2ページ目に移ります。

また、附則第2条については、経過措置として、現在の総合計画の位置づけを規定しております。

以上で説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

この笠置町総合計画策定条例はいいんですけれども、第2条の説明の中で、総合計画というのは基本構想、基本計画及び実施計画からなるものという表現をされていますけれども、今までの経験から言いますと、10年前にやられたときもかなり議論したんですけれども、総合計画というたら、どっちかいうたら構想的なことばかり書かれているんですよ、前のやつなんか見ても。

実際にこれを推進していこうと思ったら、実施計画がなかったらだめやろうということで、 その実施計画がなかなかされなくて、多分10年間の総合計画は、ほとんどPDCAでいう たら何パーセントぐらいがちゃんと評価できたようになっているのか疑問があります。

そやから、今回の場合もちょっとこの書き方見ていたら、次にまた(2)で基本構想、それから(3)で基本計画、おのおののことが書かれているんですけれども、来年度ですか、計画をつくるのは。それのときには、この4つともできているということでよろしいんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西岡議員の質問にお答えいたします。

本年度と来年度の2カ年にわたって、今回の笠置町の総合計画を策定いたします。来年度におきましては基本構想と基本計画、基本構想はおおむね10年ぐらいの程度の長期計画になるかと思います。また、基本計画については四、五年程度の中期計画になってくるかと思います。

実施計画については、おおむね1年から3年程度の短期計画となりますので、それに基づいて来年度、作成していきたいというふうに思っております。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

今の説明、よくわかんねんけれども、ということは、実施計画というのは来年度につくるんやから、再来年度の実施計画まではできると、そういうことでよろしいんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西岡議員の質問にお答えいたします。

西岡議員が言われるように、再来年度の当初予算に反映するために実施計画については作 成させていただきます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

ここの第2条に、町の最上位の計画と位置づけるとなっていますけれども、地方創生の関係でまち・しごと・何とかいうのありましたね。平成27年から5カ年、平成31年度に終わるんですね。今度は、国がまた2020年度からということで今計画しております。

これ多分5カ年だと思うんですけれども、だから、そこの整合性というか、今回の5年間 の地方創生の予算というのは我々もちょっとわかりにくいというか、いまだによくわからな い部分があるんですよ。

だから、この総合計画と地方創生の国のやっている5年間の笠置でもうている資料がありますけれども、見ていたらかけ離れたことをやっておるわけですね。だから、その辺のところを整合性というか、ちょっとわかりづらいというか。

だから、今後2020年からまた国がどういう形で、今国会でやっていますけれども、やるという方向で、地方創生やると言うていますけれども、その辺のところの兼ね合いなんですよ。

だから、これはこれでやって、地方創生の金はどんどんといって、わからんところに私ら、 金がどこに流れていくのか、まだいまだにわからない部分があるんですよ。その辺の整合性 というか、どういうふうにされるか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員言われるとおり、総合戦略については、今年度末に計画期限を迎えることから、 この新総合計画を作成するに当たり、一体的な内容で策定する方向で検討しております。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

総合計画つくる上で、10年ぐらいを見込んでいると。2030年問題というのは差し当たると思うんです。

その後には2040年問題という問題が、もう総務省から的確な数字、笠置町でいえば60%の人口が減るであろうという見込みがもう出されています。

その中で、ここから10年はすごい大切な時間になってくると思うんですよ。今回この法 的には定められていないが指針をつくると、経費をかけて。それをどういうふうに進めてい こうと、今、総務課の中ではどういうふうな話が行われているのかというのをお聞きしたい んですけれども、

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

この総合計画を策定するに当たりまして、内容につきましては今後の総合計画の審議会で 御議論いただくことになるかと思いますが、現在、総務財政課というより町といたしまして は、各課から委員を選出いただいて、プロジェクトチームというような形で総合計画につい ての議論を深めておるところでございます。 議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

先日、西議員と大津市のJIAMのほうに研修に行かせていただきました。その中で、勉強した中で、やはり今いろんな地方自治体で、総合計画を見直すときに当たっては住民参加をしている自治体がかなり数多くあるということを勉強してきました。

当然、最近笠置の中でよく言われることは、どんな会議でも決まった顔やと。どの会議で も、議題は変わるが話す人は一緒やということが多く聞かれます。

当然、今の人口ピラミッドを見れば、僕らより上の世代の人が数多くいる。でも、2030年には僕らはまだ確実に生きていて、2040年になれば僕らですら60代に差しかかる。僕の息子で32歳になると。こういう時代を僕たちは耐えるのか、楽しく生きていくのかということは、みんなで考えなきゃならないと思うわけですよ。

そういう思いが住民にもあるということを総務課長の胸の中に秘めていただいて、先進事例であるとか、他の自治体の事項を見ていただいて、笠置にも有意義に送れる計画にしていただきたいと切に願います。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第25号、笠置町総合計画策定条例制定の件は、 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第25号、笠置町総合計画策定条例制 定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第13、議案第26号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第26号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の

件について提案理由を申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

それでは、議案第26号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、笠置町運動公園の使用 料の改正を行っております。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。 2ページをごらんください。

現行の表記は内税表記としておりました。それを今回の改正で外税表記とするため、 11条の文言整理を行っております。そのため、改正後の別表では、現行の金額から消費税 相当の8%分を差し引いた金額を記載しております。また、別表の中で、ゲートボール場の 貸出単位を明文化させていただいております。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料に適用するものでございます。

以上で、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正の件について説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

今回、運動公園の使用料の消費税について、内税から外税に変更するということですけれども、この内容ですと、消費税が変われば、それが自動的に使用料に反映されるという仕組みになりますけれども、これまでは、消費税については上げる必要があるという場合でも提案をされて、その都度諮ってこられたかと思います。

地方自治の観点からいきますと、消費税が上がったとしても、それを各使用料等に反映するかについては、政策的な判断とか議論とかがあるべきではないかというふうに考えます。

消費税については、もちろんいろいろな立場があろうかとは思いますけれども、その都度

やはり検討し考えていく、そういう機会をつくっていくべきだと考えますけれども、今回の 内容ですと、もうそうした場がなくなってしまう。自動的に国として消費税が変われば適用 されるという形になっています。その点についてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求 めたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 向出議員の御質問にお答えいたします。

なぜ内税表記から外税表記とするかということもあるかと思います。今後の税制改正にも 対応できるため、今回、外税表記と改正させていただくとともに、国からも消費税率の引き 上げに対しては適正に転嫁されたいというような指導もございましたので、このたびの改正 というふうにさせていただいております。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

私が聞いていますのは、国からそういう指導があったとしても、地方自治体としては個別にやはり地方自治ということで、それぞれの地域である程度まで自治が認められているということがあると思うんですね。そういう立場から、国がそう言うけれども、町としてはどうなのだろうかと。

そのまま機械的に、消費税率が変われば自動的に適用することは、極めて正しいことだというふうに主張されているのか。やはりそうじゃなくて、実際に外税にしているところでも、 具体的に消費税率を書いているというところも実際あります。

そういう形にして、やっぱり機会ごとに議論したり検討したりするようにしたほうが、地 方自治法上であったり、地方自治の観点から好ましいのではないかというふうに考えるわけ ですけれども、その点についてはどのような議論なりお考えがあって、いや、自動的に適用 するほうがより好ましいというふうに判断されているのかをお聞きしたいと思っています。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの向出議員の御質問にお答えします。

まず、事務局サイドからいいますと、消費税というのは適正に転嫁されるべきだと考えて おります。

向出議員言われますように、それに対して政策的な判断をどうするかにつきましては、その時々、その条例改正されたときに、また検討させていただくことになろうかと思いますし、 今回の改正となったからといって、それを阻害するものではないかというふうに考えており ます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

町側のサイドの検討等々はあるんですけれども、これまでは実際に水道使用料について上げなかった事例もありました。そして、議会に諮ることによって、消費税が反対である、賛成であるということではなくて、これでいいだろうかとか、こういう問題点はないんだろうかとか、そういう議論の場、機会となってくるというふうには思っているわけです。

そういう点からして、やはり個別に諮ってはいけないのだろうかと。やはり議論の場を持ってやっていくほうがより好ましいのではないだろうかと。それは別に反対すべきだという立場から申し上げているのではなくて、当然地方自治体というのは法律にのっとっていろんな使用料なり、税なり、実際は決めていくものだと思うんです。

そういう点からして、やはり今回みたいな自動適用という形よりは、やはり個別に議論ができるように、そういう場がつくられるように、やはりこういう形じゃないほうがいいのではないかというのが私の提案といいますか、そういう思いで発言をさせていただいています。

答弁は既にそのような形ということで、消費税は転嫁すべきであるという立場が表明されていますから、これ以上求めてもなかなか進まないだろうと思いますので構わないですけれども、そういう論点、趣旨であるということは御理解をいただきたいと思います。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

この改正は要するに消費税の内税と外税という感覚でいいわけやね。だから、計算すると、何か安くなったという感じは、例えばグラウンド1日、町内では2,778円、これ1.08掛ければ左の3,000円になるわけやね。それで今度、例えば1.1掛ければ3,055円、その55円が上がったという、そういう感覚、そうですね、それでいいんですね。残り後の部分もそういうことでいいわけですね。それは後で出てきます。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えいたします。

大倉議員言われるように、例えば改正後の2,778円に10%を足しますと3,055円になりますけれども、第11条にも記載されていますとおり、その額が10円 未満の端数がある場合につきましては、それを切り捨てた額となりますので、3,000円 については、今回は3,050円というような形になります。よろしくお願いいたします。 議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第26号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、反対 討論いたします。

今回は、運動公園の使用料について、これまでの内税方式から外税方式の変更とし、消費税が変更されれば、それが自動的に適用されるという内容になっています。地方自治の観点から、その都度判断しやっていくべきだというふうに考えますので、以上、反対討論として討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第26号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第26号、笠置町運動公園の設置及び 管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第14、議案第27号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一 部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第27号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件に ついて提案理由を御説明申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

議案第27号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

先ほどの議案と同様の内容でございまして、ダブらないような説明の仕方ということで、ページは2ページ、新旧対照表でアンダーライン、改正後のところにあります部分を読み上げさせてもらいます。

「使用者は、別表にさだめる使用料の合計額に消費税――括弧を省きますが――に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)を納付しなければならない。」

ここでちょっと注意していただくのは、この別表の合算した額、合計額に消費税を掛ける と。一つ一つに消費税を掛けた額を合算しますと、合計しますと若干個々で弾いた額と差が 生じますので、そこはひとつ注意していただく点かなと思います。

御議論にあったように、内税から外税にするということで、総務財政課長を中心に担当部 局集まって協議させていただきました。中で、水道は企業会計でございますので、ちょっと 性質が異なりますが、住民福祉に大きく影響の出ない受益者負担のあり方というのはどうか ということで、庁内担当部局で意見をまとめて、それを町長、副町長に上げて御判断いただ いたというふうな形の改正案になってございます。

それから、あと、施行日につきましては、運動公園と同様に、申し込みにかかわらず 10月1日以降の使用に係る部分について適用するというふうな適用範囲となってございま す。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第27号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件について、反対討論を行います。

条例は、使用料について消費税を自動的に適用する内容となっています。地方自治の観点から、やはり消費税についてはその都度考え、検討して議論していくべきだと考えます。

以上を反対討論として討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第27号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第27号、笠置町多世代交流施設設置 及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第15、議案第28号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第28号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の 件について提案理由を御説明申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、令和元年10月1日以後の利用に係る入泉料に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) それでは、議案第28号、笠置いこいの 館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして、御説明させていただきます。

さきの議案第26号、27号と同じく、今後の消費税の改正に対応する点、また、外税表示に対応するという内容で、こちらのいこいの館の条例につきましても整理をさせていただいております。

新旧対照表2ページをお願いいたします。

現行消費税額を含めました総額で入泉料を定めておりますものを税抜きの外税表示に改めまして、この改正後の金額に消費税額を加算した額をもって入泉料とするため、改正後、子供料金を「371円」、大人、中学生以上になりますが「741円」、70歳以上の方「602円」にそれぞれ改め、今後消費税の額に応じまして、この額に税率を掛けた額を入泉料というふうに今後させていただくという内容でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第28号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、反対 討論を行います。

入泉料について消費税を自動適用する内容となっています。地方自治の観点から、消費税 についてはその都度検討し議論していくべきと考えます。

以上を反対理由として討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第28号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第28号、笠置いこいの館の設置及び 管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第16、議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改 正の件について提案理由を御説明申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、令和元年10月1日以後の利用に係る利用料に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件を御説明させていただきます。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

こちら改正内容、先ほどの議案と同様、消費税額に対応する点、また、現在内税表示になっておりますのを税抜きの外税方式に変更した点でございます。

それぞれ別表1笠置サテライトワークスペース、別表2笠置町移住・定住促進プラザ、別表3笠置町お試し交流スペース、それぞれ3施設の利用料金の変更とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、 反対討論を行います。

利用料金について、消費税の変更があれば自動的に適用する内容となっています。地方自 治の観点から、消費税についてはその都度検討し議論すべきだと考えます。

以上を反対理由として討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に 関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第29号、笠置町交流拠点施設の設置 及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第17、議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担 金等徴収条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例 一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、令和元年10月1日以後の利用に係る工事費に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例一部改正の件につきまして、御説明させていただきます。

こちら、改正内容につきましても、先ほどまでの議案内容と同じく、消費税率の引き上げ に伴います適切な転嫁が求められておりますことから、課税対象になっております引込工事 費、宅内工事費の額の改正を行うものでございます。

新旧対照表3ページで御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

新旧対照表3ページ、別表の中で、それぞれの工事費を記載させていただいております。 課税対象となります、まず引込工事費の額の改定、同じく宅内工事費の額の改定を行っております。

なお、宅内工事費につきましては、インターネットサービスのみの新規の工事というもの は現在しておりませんので、こちら宅内工事費「新規」につきましては、今回削除をさせて いただいております。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例一部改正の件について反対討論を行います。

分担金について、消費税を自動的に適用する内容となっています。地方自治の観点から、 消費税についてはその都度検討、議論すべきであることを表明して、反対討論といたします。 議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入 分担金等徴収条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第30号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後1時49分

再 開 午後1時57分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第18、議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一 部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件に ついて提案理由を御説明申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されること、また、相楽東部広域連合笠置分室が同館内に移転することに伴い、所要の改正を実施するものでございます。

施行日は公布の日で、第6条の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料に適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 議案第31号、笠置町産業振興会館設置 並びに管理条例一部改正の件、御説明させていただきます。

こちらの議案内容も、先ほどまでの議案内容と同じく、国からの消費税率引き上げの適切な転嫁に対応するために内容を修正しております点、また、金額につきましても、現在内税表示になっておりますところを税抜きの外税表示に改正している点でございます。

あわせて、今回相楽東部広域連合笠置分室が産業振興会館内の事務所に移るということによりまして、今まで使用料の減免につきまして、新たに相楽東部広域連合が主催、または共催いたします事業内容につきまして、使用料の減免規定を定めた内容になっております。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

まず初めに、町長にお聞きします。

この産業振興会館は、たしかもう30年ぐらい余り、建ってなると思います。その間、い ろんなイベントや特産品の販売、観光客の憩いの場とか、町民の憩いの場、そして災害時の 避難場所となっております。

産業振興が、なぜ教育関係が、その産業振興は笠置町はもう終わって、教育がここに入る んですか。産業振興というのは笠置町はもう終わったわけですか。

30年たって、なぜ教育委員会がここに入られる。私はきのうも久しぶりに行ってきました。町民の方もたくさんおられました。コーヒー飲んでおられました。そして、観光客の方もソファでコーヒー飲んでゆったりとされておりました。

今後、そういう場所がなくなるということですよ。なぜ産業振興というのはもう30年で終わったんですか。もう一遍言いますけれども、教育委員会がなぜ、終わったから教育委員会が入るんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 教育委員会の分室が産業振興会館に移転することにつきましては、公共 建物の統廃合を進めていく、そういう中での処置でございます。産業振興の機能をなくすの か、また、笠置町はそういうのを目指すのをやめるのか、そういうことではございません。 図書コーナーを新たに設けるわけでございますけれども、避難所としてのコーナーも十分活用できると思っておりますし、また、産業振興の面におきましても、図書コーナーと併存できる、そのように確信をしております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) そうじゃなしに、産業振興はもう終わったんですかと言っているんです。 今の答弁聞いていたら、何か産業まだ一緒にやっていくって、なぜ教育委員会が入るという ことを聞いているんですよ。何で入らないといけないんですか、産業会館に。

それじゃ、教育委員会に名前を変えたらどうですか、産業終わったら。笠置町は観光とか そんなこと言って、産業を発達させるために当時国鉄から移管というか、もらわれたかどう か知りませんけれども、そういういきさつがあるんですよ。そのためやったら笠置町は使っ てくださいと。きのうもそういった方おられて、いろんなことをおっしゃっていました。も う中身言いませんけれども、寂しいというか。

それと、今言ったように、観光客とか憩いの場で、あそこへわざわざコーヒーを車に乗って町内の人も来られるんですよ。町長は、私、そこで一遍もカウンターで見たことないんですけれども、駅のところは行かれますけれども。

それは別にして、とにかくいろんな人の意見を聞いてくださいよ。きのうも行ったら、そんなことおっしゃっていました。本当にこれが観光産業というのは、笠置は確かに特産品も 大体衰退して減っております、見ていたら。

観光客の方、ハイキングの方多いのに、平日にかかわらず何人かソファに座ってコーヒー 飲んでおられました。その方たちの居場所も、そしてコーヒー等の売り上げも落ちるわけで すよ、場所がなくなって。それはどのように考えておられるんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私、何度も答弁させていただいておりますけれども、こういうことの処置をするに当たりまして、果たしてきた機能が損なわれないような、そういうことを考えて やらなければならない、そのことは常に言ってきたところでございます。

今度、産業振興会館に図書コーナーが移転するわけでございますけれども、ハイキングの 方や観光客の方が休憩していただけるスペースは今までどおり確保される見通しでございま す。

また、かえってその図書コーナーができることによりまして、にぎわいづくりがつながる、 また喫茶コーナーの売り上げも伸びていく、私はそのように考えております。 また、笠置町におきましては、観光を中心に考えていくまちでございますけれども、やは りものづくりのまち、そういうものを目指していかなければならない、そういうことは考え ております。

そういうことにおきましても、産業振興会館の果たしていく役割は変わっていくものでは ありませんし、そういうことにおきましてはいこいの館や、またいろんな拠点におきまして、 そういうまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。

決して図書コーナーが産業振興会館に移転することによりまして、振興会館が持っていた 機能が損なわれる、そのようなことはないようにこれから進めていきたい、そのように考え ております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 町長、そのように言われるけれども、実際、あそこの1階のところに図 書とか入って、そうするともう休憩する場所ないとおっしゃっているんですよ。そうすると、コーヒーなんか飲むところカウンターだけですよ。カウンターで七、八人から10人で営業できますか。

そういったこと、いろんなことに使われていた産業振興会館、残念ながら教育委員会をそ ういう形に入るということは、私は反対ですよ。

そして、町長は3月議会で、例えばいこいの館の場合、施設の用途変更や縮小も視野に 10月には結論を出したいと。例えばいこいの館とかつむぎの館、あそこ子供さんが放課後 来られる。あそこに図書を持って行ったら、子供さんがあそこで図書の本を見るとか勉強で きるんですよ。外で運動される方もありますけれども、そういったことを考えたことないん ですか。

やはりそういったことの視点を考えて行政やってもらわな、こんなことでは町民の、まず あそこに行って本当にいろんな人の意見聞いてくださいよ。

意見を聞いてくださいよ。聞いたことありますか、移転することについて。

議長(杉岡義信君) 意見じゃなしに、いこいの館に教育委員会が来るということだけやろう。 いこいの館みたいなん関係なしや。

(「産振」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 産振、ごめんごめん。産振、もうわからへんようになってきた。大倉さんがこっち行ったり、こっち行ったりするさかいに。まっすぐ行きましょう、まっすぐ。 町長。 町長(西村典夫君) 何回も答弁をさせていただきますけれども、それまで果たしてきた機能 が損なわれないようなことを前提に考えております。喫茶コーナーはもちろん存続をいたしますし、その前のソファも残る方向で聞いておりますので、大倉議員が心配されているよう なことはあり得ないと考えております。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それじゃ、2点目、今、町長はそういうふうに産業会館はそのままいくとおっしゃるけれども、実際に図書室が入って、本当にどのようになるか御存じですか。

そして、今コーヒーとか言いましたけれども、それじゃ、2点目の答弁もらいたいけれど も、あそこでのコーヒーとか物販の販売というのは、30年度は幾らになっていますか。産 業会館での。

議長(杉岡義信君) 大倉さん。

5番(大倉 博君) いや、2点目。

議長(杉岡義信君) 2点目も3点目もないやん。話飛んだらあかんて。

5番(大倉 博君) 答弁もらえんのやったら、答え言いますわ。

29年度の一般会計予算で産業振興会館、販売売り上げ163万4,000円ほどあるんですよ。それが……

議長(杉岡義信君) ちょっと待って、大倉さん。産業振興会館に教育委員会が行くという話 をしているわけや。売り上げの話はしてないねんや。

5番(大倉 博君) 産業会館の将来の……

議長(杉岡義信君) だから、産業会館に教育委員会が行くという話をしているのに。

5番(大倉 博君) そうや。ほんで……

議長(杉岡義信君) そんなん1点目も2点目もあれへん。

もう終わってんねや、それは。

5番(大倉 博君) 終わってない。

議長(杉岡義信君) あんたは終わっていないけれども、こっちは終わっていると言うてる。

5番(大倉 博君) それでね。

議長(杉岡義信君) ちょっと待って。

5番(大倉 博君) それでね、もう一点、最後に聞きますけれども……

議長(杉岡義信君) 大倉さん。

5番(大倉 博君) 最後にね、現在の中央公民館を、これはどうされるんですか。そのまま置いておかれるんですか。これはたしか相楽東部連合に寄附というか、払い下げというか、何かやったような話は聞いております。これは、もし移転となった場合、このまま置いておくんですか。どうされるんですか。これは後世に壊すか何か知らないけれども、後世の人に負担がかかるので。

(「議長」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) はい。

3番(向出 健君) 今の質疑ですけれども、議案外にわたっている質疑になっていますので、 その点についてはきちっと制止いただきたいと思います。

議長(杉岡義信君) 今、向出君が言うているように、私がとめても。大倉さん、どないした らとまんねや。

5番(大倉 博君) 反対討論のときいろいろ言います。討論のとき言います。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今のこの議案なんですけれども、数字的な問題には、私賛成するんですよ。しかし、ここに第7条第1号の中に、なぜ相楽東部広域連合を入れなくてはならないんですか。それをも う一度説明してください。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在まで、相楽東部広域連合が主催、共催いたします事業につきましても、減免なりの措置をとっておりましたが、今回、明確化、文書化をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

これ、明確化されたとかそんな話じゃないんですよ。なぜ産業振興会館にこういう名目を 入れんならんのかということですよ。

しかし、この相楽東部連合のトップとして、今トップやられているんでしょう。会長やられているんでしょう。なぜここに、大倉議員の意見やないですが、持ってくる必要があったんですか。

これ、町長はもう先ほど決まったと表明されましたね。予定じゃないんですか。どうなんですか。先ほどの説明のときに決まったと表明されましたね。いつ決まったんですか。それやったら、町長がトップですから、これ破棄してください。私はそう望みますよ。

なぜこう先行するんですか。そういう点ちょっとお願いします。

議長(杉岡義信君) 松本さん、町長は会長じゃなしに連合長です。

6番(松本俊清君) えらい失礼しました。連合長にお聞きします。

議長(杉岡義信君) もとい、町長です。町長、会長でも連合長でもない町長、町長です。

6番(松本俊清君) ほんだら町長に説明してもらったらいいやん。

議長(杉岡義信君) 町長、今の説明。規約何とか言うてたん違うの。規約あるのか、これ。

町長(西村典夫君) 振興会館に分室が入るということにつきましては、つむぎてらすの建設 におきまして、公共施設のあり方を議論させてきたところでございます。その中におきまし て、振興会館に中央公民館を移転していこう、そういう話はされてきたと思って伝えてきま した。

それによりまして、振興会館に教育委員会の分室が入るということにつきましては、規定 の路線でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

総合戦略――28年1月策定された――も柱でございますので、その点若干、教育委員会の移転については、提案者として事務的な流れのみ御説明させていただきたいというふうに思います。

28年1月に総合戦略が策定されて、地方創生事業でございます。そこで、掲げたのが、いろんな観光戦略、インバウンド戦略、それから定住促進、移住促進、それから、やはりその中に大きな柱として、前提で公共施設の統廃合というふうなものも、今後この総合戦略の期間の中で考えなければならない、笠置の創生にはそれが必要やというふうな視点がございました。

これは中央公民館だけに限りません。ただ、現実的にできるのは中央公民館であり、はたまた旧スマイルセンターである。このスマイルセンターについては、やはり若干課題が残っておりますので、現在途中でございますが、中央公民館については総合戦略が策定されて以降、議論が進んだ経緯がございます。

28年8月に今連合に移譲、元笠置町の中央公民館を連合の財産として移管されています。

そういう経緯で連合の考え方として、あの中央公民館は当然再整備、耐震化が必要やという ふうな意見が出ております。

最初はそういう意見が出た中で、そしたら維持管理、建てかえ、あるいは改修、どれだけ 費用対効果が出るねや、そんなに大規模でもない中で、やはり二、三千万オーバーの予算は 要るだろうというふうな考え方が定着してきました。

笠置町と連合でそういう経緯があって、やはりここは今ある笠置町の公共施設の中で有効活用するところはないかというところで議論が進み、なおかつ創生戦略の中でそれを視野に入れた戦略に基づいて、産業振興会館に移転するのが今の現状の笠置の公共施設では妥当ではないかと。

この総合戦略もいろんな住民の方の意見、あるいは議員の皆様の意見もお聞きしておると ころでございまして、行政主導で決して決めたものではございません。

それで、そういうことで中央公民館の笠置分室の教育委員会、産業振興会館に移転する。 移転という表現がどうも誤解を受けるんですが、あくまで貸し室です。事務室を連合の教育 委員会の分室をあそこに貸す。あくまで貸す事業でございます。

ただ、中央公民館にあった機能を産業振興会館でも使い、あるいは新しくできたつむぎて らすでも分化させたら、今の利便性以上に機能が発揮できるであろうというふうな視点から、 今回教育委員会の笠置分室を産業振興会館に移転することになりました。

それで、今提案されている条例の中なんですけれども、当然名は体をあらわすということで、笠置町産業振興会館というふうなところにこだわりを持たれるというところは当然なんですけれども、ただ、第1条に目的、設置を書いておりまして、当然地域産業の振興を図るとともに、住民相互の交流を深め、地域社会の形成と住民福祉の向上を図るため、笠置町産業振興会館(以下、産業会館)を設置するとあります。

ですので、産業振興のほかにも住民福祉の向上を図るというふうな位置づけがされておりますので、図書コーナーがそこに併存するということは、全然そこには齟齬もないというふうな解釈で、今回の移転作業を進めさせていただいているところでございます。

一番のもとは、やはり笠置町創生の総合戦略の策定に、いろんな人の意見を聞きながら移転を決めたというふうなところに根拠があるというふうなところで御理解いただければいいのかなと思いますし、また1つ最新の情報では、今の国会で多分通ったと思うんですけれども、最新の地方分権一括法、この中に、今教育委員会が所管しています図書についても、やはりこれは観光資源やまちづくりの拠点として活用することは当然あると。教育委員会の所

管からまちの所管に移すというふうな方向性も打ち出されております。

そういう流れから、この総合戦略で決めた教育委員会の移転、あくまで貸し室です。その 事業は今後の笠置のまちづくりには間違いないものというふうに考えておりまして、そうい う形で事務を進めさせていただいたという経過を簡単に御紹介させていただきます。以上で ございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件について、反対討論 を行います。

使用料について、消費税を自動適用する内容があります。地方自治の観点から、消費税についてはその都度議論し検討していくべきと考えます。

以上を反対理由として討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

教育委員会が産業振興会館に来ることについてですけれども、この例規集の中にでも、住 民の文化、芸術等普及及び知識向上に関することとあります。これの観点からしましてでも、 図書室を移転することは何ら問題ないかと思います。

教育、子供は宝です。この駅の近くに子供に関する場所があるというのは、逆に子供の避 難場所としても活用できるというような観点も持てるかと思います。僕はこの条例に大いに 賛成いたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

先ほど来言っていますように、産業振興会館は30年たって、もう終わったんかという話 を言いました。

笠置はまだ観光でいけるという話やのに、なぜ教育行政がここに入るのかと問いました。 余り明快な答えがなかったんですけれども。 今まで、やはり先ほど言ったように、いろんなイベントや特産品の販売、観光客、要するにその方の憩いの場であり、町民の方の憩いの場でもあるんですよ。そして、災害時の拠点でもあるんです。そういった産業振興会館がなぜ教育行政に変わるのか。だから、産業振興会館を教育委員会に変えたらどうですか。

先ほど言ったように、それでは、つむぎ……

議長(杉岡義信君) 大倉君、反対意見。

5番(大倉 博君) 反対や。

つむぎてらすとか、例えば先ほど言ったように、町長はいこいの館を縮小とかおっしゃっている。だから、そこに入るとか、そういうことを私は言っているんですよ。

だから、私は産業振興会館に教育委員会が入るということには反対です。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

この一部改正には賛成です。

笠置町は、もう皆さん御存じのとおり、予算も少なくてできることも少なくなってきています。その中で、今現在ある施設を統廃合して有効活用するという観点から見ても、分室が貸し部屋として入るというのは賛成ですし、図書コーナーがあそこに移って集約されるというのは大いに賛成です。

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 可否同数です。以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件について裁決します。

議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、議長は可決と裁決します。したがって、議案第31号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第19、議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件 を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について提案 理由を申し上げます。

消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、関連する笠置町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について、改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、簡易水道事業の新設加入金と基本料金等の改正を行っております。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。 3ページをごらんください。

初めに、新設等加入金、第9条では、給水装置を新たに設置しようとする者の加入金表の 金額の改正を行っております。現行では、消費税相当額を含む金額を記載しておりましたが、 改正後は消費税相当額を除く本体価格の記載に改めております。

また、次の第2項では、加入金は消費税等の税率を乗じた額を加えた額とし、1円未満の 端数が生じたときは切り捨てるとしています。

また、現行中段表欄外備考を削除し、下段の第3項は項の追加に伴う項番号と文言の修正 を行っております。

4ページをごらんください。

次に、料金、第27条では、専用栓料金及び共用栓料金表を次のとおり改めております。 初めに、水道メーターの使用口径に20ミリを追加し、また料金では、さきの加入金と同様に現行の消費税相当額を含む金額を、改正後は消費税相当額を除く本体価格の記載とし、 基本料金を1,239円、超過料金を143円に改めています。

次の第2項では、料金は基本料金と超過料金の合計額に消費税等の税率を乗じた額を加えた額とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるとしています。

また、現行中段の表欄外備考を削除し、下段の第3項は項の追加に伴う項番号の修正を行っております。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行します。

経過措置としまして、条例第9条の規定は条例施行日以降の申し込みに適用し、施行日前

の申し込みについては従前の例によります。

また、条例第27条の規定は施行日前から継続して給水を受けている者で、令和元年 10月31日までに確定するものについては従前の例によります。

以上で、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

いわゆる消費税の関係で上げただけということなんですけれども、以前から言っているように、消費税プラス笠置町の水道代というのは確かに安いというか、そして、なぜ心配するかというと、根拠を言いますと、例えばことしの本年度予算、一般会計からの繰入金が360万円余り、前年度は310万円、そして平成28年度の決算から加えると750万円も繰り入れやっているわけ。

だから、そうすると同時に使用料とか手数料がどんどん減っているということなんです。 ことしの予算でいうと3,080万円の収入予測、前年度は3,200万円、だからマイナ スことしは134万円の予算でやっております。

だから、年々収入は減ってくるわ、繰入金がどんどんはるということは、財政の硬直化が 見込まれると思うんですけれども、ただ、本当に水道料金を上げるということはなかなか難 しいかもわかりませんけれども、以前も前言ったことありますけれども、その辺の考え方は どうですか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正は、あくまでも先ほども説明させてもらいましたように、税制改正に伴った見直しを行っております。言われますように、繰入金に頼っている部分、多分に水道会計のほうございます。そういった中で、水道料金の見直しというのは当然視野に入れていかなければならないものかと思います。

しかしながら、平成24年に水道料金の改定を行っているところでございまして、水道料金の改定というものは住民の皆さんに負担をかけることになります。そういった観点からも検討する必要はあるとは思いますが、会計状況等考慮しながら慎重に対応しなければならないというふうに考えております。

また、使用量の減少というお話がありましたけれども、そういった中で水道料金の収納というのが昨年も98%を超えております。今回も、集計させていただいて、正式な金額は追

ってまた言わせていただきますけれども、同等の収納率を上げさせていただいております。 適正な収納に努めているところでございます。

以上、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

大倉さん同様、これから人口が減っていく中で、本当に自前で上水を完備できるのかとい うことも当然視野に入れていかなければならないのかなと思います。

課長、広域化とかそういう動きとかは検討の中にあるのでしょうか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、水道の広域化という話は京都府を中心に、京都グランドデザインというような計画 の中で進められております。

しかしながら、水道を一体的に運営するということは、かなり大きな規模並びに構造的な ことがございます。現実的に前へ進めていくというのはなかなか困難なことかと思います。

しかしながら、今、担当者間または京都府が中心になりまして資材の共通購入であったり、いろんなまずは共通でできることを進めながら維持費の軽減、また人材の育成の交流、そういったことを進めていこうという中で、今後の交流、広域事業の推進ということで進めているところでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

広域化が進んでいくことを望みますし、あと、首長がまた京都府に大きい力をかけていただいて、人材育成もそうですし、安全・安心な飲み水がずっと笠置で飲めるように心がけていって、運動していってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) 答弁いいか。

7番(坂本英人君) いいです。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件について、反対討論を行います。 加入金、料金について、消費税を自動的に適用する内容となっています。地方自治の観点 から、消費税についてはその都度検討し議論していくものだと表明して、反対討論といたし ます。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正 の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、議案第32号、笠置町簡易水道事業給水条 例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第20、議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について 提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億669万2,000円に、歳入歳出それぞれ3,752万5,000円を追加し、総額を15億4,421万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費では笠置いこいの館に関連する費用として 1, 6 9 0 万 4, 0 0 0 円を計上、地域おこし企業人に係る費用として 1, 2 4 0 万円、TRY-Xシステム負担金として 2 7 9 万 8, 0 0 0 円、プレミアム商品券事業に 2 3 4 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

また、民生費では障害児入通所給付費として254万6,000円などを計上しております。

歳入の主なものは、国庫補助金や府補助金、財政調整基金、ふるさと基金からの繰入金を 充当しております。御審議いただき、承認賜りますようお願いをいたします。 議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

それでは、議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件につきまして御説明させていただきます。

今回の補正につきましては3,752万5,000円を増額いたしまして、総額を15億4,421万7,000円とするものです。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について御説明させていただきます。 それでは、7ページをごらんください。

- 13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害児入通所給付事業 に係る事業費の2分の1の127万3,000円を計上しております。
 - 13款国庫支出金、2項国庫補助金では、301万2,000円を計上しております。
- 1目総務費国庫補助金では、国のプレミアム付商品券事業に係る事務費分補助として 264万8,000円を計上しております。
- 2目民生費国庫補助金では、障害者システム改修事業補助として16万2,000円を、介護保険事業費補助金として12万3,000円の、合わせて28万5,000円を計上しております。
- 3目衛生費国庫補助金では、緊急風疹抗体検査等事業費補助として7万9,000円を計上しております。
- 14款府支出金、1項府負担金、1目民生費負担金では、障害児入通所給付事業に係る事業費の4分の1の63万6,000円を計上しております。
 - 8ページに移ります。
 - 17款繰入金では3,260万4,000円を計上しております。
- 4目ふるさと基金繰入金では、いこいの館の補償費等に充当するため 1, 6 9 0 万 3, 0 0 0 円を計上しております。
- 3目財政調整基金繰入金では、全体の財源不足を補うために1,507万1,000円を 計上しております。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

- 9ページをごらんください。
- 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、TRY-Xシステム負担金として

279万8,000円を計上しております。内容といたしましては、住民基本台帳クラウド 化共同事業などシステム改修に係る負担金となっております。

6目企画費では、13節委託料で、地域おこし企業人が企画、立案、実施する事業費に係る費用として、1人当たり100万円の4名分で400万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、地域おこし企業人負担金に対する企業への負担金として、当初では1人当たり350万円を見ておりましたが、上限額が560万円に引き上げられましたため、差額210万円の4人分として840万円を計上しております。

10ページをごらんください。

選挙費では9,000円を増額しておりますが、議案第23号で可決いただきました投票 管理者等の報酬の改正に伴い、参議院議員選挙費及び町長選挙費において、それぞれ投票管 理者等の報酬を増額しております。

11ページをごらんください。

8 款消防費、1項消防費、2目非常備消防費では、団員がふえたことに伴い、団員報酬 3万3,000円を増額しております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、税住民課所管の予算について説明させていただきます。

9ページ下段をお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費で18万2,000円の増額とさせていただいております。アルバイト賃金ですけれども、これから以降の納付書発送、また、申告時期等のアルバイト雇用に対する賃金といたしまして計上させていただいております。以上です。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出補正予算について、主な事業を御説明申し上げます。

ページは10ページ下段でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、委託料として障害の福祉管理システムの改修費16万2,000円、10分の10補助でございます。それから、20節扶助費254万6,000円、通所給付費の増による増額でございます。

それから、11ページにまいりまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございま

す。これは、放課後児童クラブのシューズボックスが予定人員、うれしいことでございますが、当初予定していた放課後児童クラブの利用者ふえまして、シューズボックスが急遽必要になりました。ちょっと予見難しくて、申しわけございませんが4万5,000円で購入させていただきたい。

それから、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。今、風疹の対応というのがようやく実施体制しけまして、医師会との価格協議等々終了しまして、予算化することができました。額としては28万8,000円の補正でございますが、笠置町の対象者はちなみに50名弱というふうな中で予算を組んでおります。財源は、抗体検査は2分の1補助でございますが、接種費用は地財措置となってございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 失礼いたします。

商工観光課が計上させていただきました補正予算の説明をさせていただきます。

9ページお願いいたします。

まず、今回の消費税、また地方消費税の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム商品券という事業を行うことになりました。なお、この事業につきましては、商工観光課、総務財政課、税住民課、保健福祉課、多岐にわたる体制で対応していきますが、今回の予算計上につきましては、商工のほうで説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、この中で TRY-Xシステム負担金279万8,000円の内、プレミアム商品券対応のシステム改 修経費といたしまして34万4,000円を計上しております。

続きまして、企画費、11節需用費の中で、申請事務に関する消耗品費として4万4,000円、また、商品券引きかえ券などの印刷に要する経費といたしまして182万1,000円を計上しております。

続きまして、12節役務費、通信運搬費で13万6,000円を計上しておりますが、申請書、また引きかえ券などの郵送に関する費用として計上させていただいております。

以上が、10月から申請が始まりますプレミアム商品券の中身でございます。

続きまして、いこいの館に関する補正の内容を御説明させていただきます。

同じく9ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需用費、その中で修繕料1,460万4,000円を計上させていただいております。現在、経年劣化などによ

りボイラー室のポンプなど館内の施設が安心、また安全に御利用、温泉のサービスができない状況になっておるそれぞれの機器、機械の修繕、また、今後お客様に対するサービスの向上といたしまして、例えば和式トイレを洋式トイレに変えるなどの内容を盛り込んだ費用といたしまして、修繕料1、460万4、000円を計上させていただいております。

同じく22節補償、補填及び賠償金といたしまして230万円を計上させていただいております。こちらの内容につきましては、昨年、平成30年9月に発生いたしました温泉のくみ上げポンプの故障の原因により、来館者数の減少によって生じました損失額を笠置いこいの館管理基本協定書第35条に基づきまして、指定管理業者に支払う額といたしまして、今回230万円を計上させていただいております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

9ページの企画費、19節の負担金及び交付金と、地域おこし企業人負担金いうのは、先ほどの説明では、何か上限が500万円になったからふえたというような説明やったですけれども、これは町単独で出す予算になっておるんですか。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし企業人プログラムは総務省が実施しておりますプログラムでございます。地域おこし企業人の派遣に伴う経費、これは企業側にお支払いする経費でございますけれども、その金額の内、これまでは350万円を特別交付税として特交で全額措置をしていただくということでございました。

平成31年3月にその上限額が変更となりまして、総務省のほうから上限額を560万円に変更するという通知がございまして、特別交付税の額が560万円まで引き上げられたということで、それに伴う増額措置でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 西岡です。

ということは、国から交付金が出るということでよろしいんですね。わかりました。

それに関連しまして、13節の委託料で、地域おこし企業人に、これ4人おられて 100万円ずつやったかな、そういうことで、これは町単独でやるという形や思うんですけ れども、これについては、要望ですけれども、先日、町民の方といろいろお話した中で、最 近役場の中に知らん人がようけ来ているというような話が出まして、今年度から企業人を採 用して、民間の知恵を導入していくということでやっているんやという説明しておったんですけれども、それはやってもらうのは大いに結構やけれども、せっかくこうして来てもうて活性化を図っていけたんやったら、その結果ですね、そういうなんをやっぱり笠置テレビとかそういうようなもので町民にも知らせてくれというような要望が出ていましたので、ちょっと申し添えておきます。以上です。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいま西岡議員のほうから御指摘をいただき、また御提案もいただきました。地域おこし企業人が合計で4名、今こちらのほうに派遣をいただいております。また新規採用職員も3名、さらに地域おこし協力隊員も現在新しいメンバーが入ってきております。

そういった新しい顔ぶれが町民の方々にまだなじみがない、誰なんだ、何の仕事をしているのかということがわからない、そういうお話だと思っております。笠置テレビでの御紹介であったり、また広報紙連携、あるいはその連携の中の町の独自のお知らせ等で、できるだけ町民の方々にそういった動きがわかるようにさせていただくとともに、また、積極的に企業人、あるいは協力隊員、また新規採用職員がそれぞれ町民の中に積極的に入っていけるように、私たちのほうも支援をさせていき、奨励もしていきたいと考えております。

それともう一点、先ほど企業人が企画、立案する事業、1人100万円、そして合計400万円でございますが、これに関しましても、国のほうの特別交付税の措置が2分の1されるということでございますので、全額単費ということではございませんので、有効に国の制度を活用していきたいと、そういうように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

8ページの財政調整基金の繰入金ですけれども、たしかことしの当初予算15億円の中で、もう1億5,000万円ほど財政調整基金から繰り入れやっていたと思うんです。まだ年度当初始まって6月の今、1,500万円ほど財政調整基金から繰り入れやる必要性が、まだこれから9月、12月に、まだどんなことがあるかわからないのに、なぜ1,500万円ほど出す必要性があるんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えします。

今回の財政調整基金については、今回計上させていただきました予算の財源不足を補うと

いう形で1,500万円という形で計上させていただいております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 財政調整基金というのは、我々覚えているのは、要するに家庭でいう貯金みたいなものですよね。だから、財政調整基金は今幾らぐらい残っているんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成30年度末、見込みでございますが、3億4,500万円ぐらいになる予定です。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 次に、違う質問というか。

9ページの230万円の補償費なんですけれども、やっと出てきたというか、これ平成30年10月6日に、先ほど課長から説明ありましたように、いこいの館の管理業務の基本協定第35条によって、不可抗力によって発生した費用等の負担金、これは当然支払うべきだと思うんですけれども、思うというよりも、地方自治法上にもそういう文言があります。

これが今入っている株式会社から平成30年10月6日に想定被害の報告書が250万 2,041円で出されました。そして、その間いろいろあって、なぜ今ごろ230万円を提 案されるのか。

その間言いますと、12月議会では提案されませんでした。本来ならこれを審議して提案 されるべきやったと思うんですけれども、そして、1月20日には243万5,710円と いう資料をいただいております。

そして、31年の3月議会では150万円で議会に出されましたけれども、提案を取り下げられました。議会運営委員会、2月26日では150万6,026円ということで我々聞いておりました。

協議が終わったかどうかわかりませんけれども、やっと今230万円、業者との協議は十分になされて終わった金額がこれですか。どうなんですか。

一応本当に3月議会で150万円出されて提案されて、却下されたという、あのときはびっくりしたんですけれども、どうなんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

このくみ上げポンプの故障の発生というものが昨年の9月に起こり、なぜ今この金額が出

てきたのかということでございます。

当初、指定管理者側から金額が出てきまして、それ以降、指定管理者側からの考え方、また町側の考え方、それぞれの計算の方法、その内容が一定合意にいたらなかったというところが今まで延びた経緯でございます。

このたび、双方会いまして、もとになる計算の根拠などをこの数字でいこうということで お互い話が折り合いまして、今回の額の計上ということになっております。以上でございま す。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それでは、先ほど言ったように、2月26日に案1ともらいましたけれども、これが先ほど言ったように150万6,026円、これを3月議会で提案される予定やったのが、途中で取り下げられた。これは業者との接点はどうやったんですか、この150万円というのは。議会に提案までされて、途中でおろされた経緯がありますね。その辺のところはどうなんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の230万円の額と前回の150万円の額の差というところでございますが、この計算に至るまでの数字の根拠というものがございます。実際の運営、通常の経営をしていたであろう入り込み客数の数、また故障によって入泉料を値下げした、そういったそれぞれ計算のもとになる数字の双方のとらまえ方の違いというものがございました。

この大きな金額の差のところでございますが、9月に故障いたしまして、9月の末には修繕が終わりまして、温泉での経営ということになりましたが、当初、もう少し10月まで修繕、直るのがかかるであろうということでありまして、その風評被害と申しますか、10月以降の修繕までにもう少し時間がかかるというところの要因が入り込み客数の減少、また入り込み客数の減少によるレストランの入り込み客数、また物販の減少というところも影響するというところの金額を今回含めております。

そういったことで、前回150万円というところの数字がございましたが、双方話の中で、 今回計上させていただいております230万円という額になったという経緯でございます。 以上でございます。 議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

9ページ、企画費、11節需用費の修繕費、この内訳についてお聞きします。その内訳は。 議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

需用費、修繕料1,460万4,000円計上させていただいております中身ですが、それぞれ機器たくさんございますので、この場で申し上げるのは時間の都合上割愛させていただきますが、主にボイラー室内のポンプ等の設備機器、それらが中心の、今現在も故障しかけている、故障している、そういったことで、お客様への十分な入浴サービスが提供できないことに対する修繕、また、先ほど申しましたように、一部館内の例えばトイレの和式から洋式への変更、そういったお客様利用目線での修繕内容というものが、こちら修繕費として今回計上させていただいております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

課長、お客さん目線の修繕とおっしゃいましたが、やっぱり僕らとしては住民目線の基本的な計画を立てていただきたい。経年劣化もわかりますし、耐用年数等もわかりますけれども、再三言っているように維持管理の計画及び事業の進め方、いこいの館のあり方みたいなものが、やはりイコールで出てこないと、なかなか住民目線でこのお金に対する議決というのは難しくなると。

先ほどもありましたけれども、当初は何十万円という予算を上げていて、ジャンク品が出てくれば9万円でおさまると。今のいこいはあと何年続けるためにその予算を組むのかというのがやっぱり不透明になってくると。

やはり事あるたびに補正での対応というのは、行政運営としてもやはりいかがなものかと。 例えばこの1,400万円が当初予算に上がっていればとか、なぜ当初予算に上がらないの かと。本当にリニューアルは要らないのかとか、いろんな話がやはり出てきてしまいますよ ね。

そういったことも考えたら、補正で、お客さんのためやからといって対応するのは、やっぱりもう限界があるんですよ。よく西岡議員がおっしゃられる10年間こういうお金の使い方をしてきたと。ただ、やっぱりまだ芽も出えへんし花も咲かんという話を先輩から聞いた

ら、もうええ加減に次の世代にきちんとつなぐようなシステムを構築せんといかんと。やは り議会としては皆そういう気持ちで、常に否決ということしか選択ができていないわけです よ。

その辺をきちんと考慮していただいて、こういう予算をもっと真剣に、真剣にと言ったら 悪いですけれども、組んでいただきたいと思っているんですけれども、いかがですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問といいますか、この間いろいろと前向きな献身的な御意見をいただき、大変ありが たく思っております。

今まで故障したから修繕するということ、いこいの館の温泉を中心に考えていた、そういった修繕のことの話をしておりましたが、建物内、もちろんデイサービスセンターもございます。また、町の温泉施設であり、福祉の施設でもあるというふうに考えております。

そういった目線で、このいこいの館が今後5年10年と、この先どうしていくべきであろうかというところも、また新しい行政側、また議会の皆様側だけではなく、町民の皆様の意見を聞きながら、一体この建物をどうしていけばいいのか、どういう活用をしていったらいいのか、そういったもっと広い輪の中で、この建物のことを考えていきたいというふうに考えております。

この修繕の内容につきましても、今計上させていただいておりますのが、実際に今ふぐあいが出ているところでございます。しかしながら、先ほど坂本議員もおっしゃったように、今回の専決の内容でもありましたが、やり方、考え方によっては、この内容も変わるところがあると思います。

そういった意味で、もう少し今までのやり方にこだわらず、新しい考え方でこのいこいの 館というものを皆さんと一緒に考え、前向きに対応させていただきたいという思いでござい ます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今、課長のほうからいろいろ説明があったんですけれども、出される資料によって、この 修繕費ですよ、資料によって、5月7日に出された資料ときょう出された資料と全然違うん ですね、内容が。1カ月たってこのぐらい変わるのかと。 緊急を、早急に修理を要するという中に、先ほど言われましたお客さん目線ですか、洋式トイレに変えるということが300万円入っているんですね。それがそのぐらい早急にやらんなん修繕費かと。

こういう点、もう一度考えてもらって、それで、先ほど9万2,000円の件で質問した んですけれども、全然指定管理者と連絡もとれていない、報告もないと。何も管理できてい ないというようなこと。私は、これは認めるわけにはいかないと思います。そういう点、も う一度再吟味をしてもらいたいと思いますので、それに対して、これを提案された執行部の ほうで御回答をお願いしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

5月7日の金額から、やはり執行部のほうで再度確認をいたしまして、この工事と申しますか、プラスアルファの部分、機能の部分でございます。そういった中身については、今するべきじゃないというような話もありまして、金額が5月7日以降変更になったということでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) 先ほど松本議員から、この提案に関して執行部はどう考えるのか、本 質的に問われたというふうに理解をしております。

現在、御承知のとおり、この提案を出してきたのが非常に皆様方にとってつけ焼き刃的、 また対処療法的、計画性がないという御指摘も多々ございます。そういったところは、大い に我々も今後の反省として早急にそういったものに取り組まなければならないだろうと思っ ております。

そういった観点を踏まえまして、とりあえず今回私どもとしてはこういうことが必要であるという提案をさせていただきますが、提案をする立場といたしましては、これをお願いし、そして議会のほうで賢明な御判断をいただければなと、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

議案第33号の令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件に対する修正動議を出 したいと思います。 議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

本案に対して、坂本英人君から修正の動議が提出されています。これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。坂本英人君。

7番(坂本英人君) 議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)に対する 修正動議、上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別 紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案。

議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)を次のように修正する。

第1条中、15億4,421万7,000円を15億2,961万3,000円に改める。 第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、17款繰入金1億5,258万8,000円、補正額3,260万4,000円を 1,800万円に、1億8,519万2,000円を1億7,058万8,000円に。 1項基金繰入金を1億5,258万8,000円、補正額3,260万4,000円を 1,800万円に、1億8,519万2,000円を1億7,058万8,000円に。歳 入合計15億669万2,000円、補正額3,752万5,000円を2,292万 1,000円に、15億4,421万7,000円を15億2,961万3,000円に修 正いたします。

歳出、2款総務費、補正前の額4億911万7,000円、補正額を3,429万4,000円から1,969万円に、4億4,341万1,000円を4億2,880万7,000円に。1項総務管理費、3億5,999万7,000円、補正額を3,410万3,000円から1,949万9,000円に、3億9,410万円を3億7,949万6,000円に。歳出合計15億669万2,000円、補正額を3,752万5,000円を2,292万1,000円に補正いたします。15億4,421万7,000円を15億2,961万3,000円に修正いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書を説明いたします。

1、総括、歳入、17款繰入金、補正前の額1億5,258万8,000円、補正額3,260万4,000円を1,800万円に、1億8,519万2,000円を1億7,058万8,000円に。歳入合計15億669万2,000円、補正額3,752万

5,000円を2,292万1,000円に、計15億4,421万7,000円を15億2,961万3,000円に訂正いたします。

歳出、2款総務費、補正前の額4億911万7,000円、補正額3,429万4,000円から1,969万円に、4億4,341万1,000円から4億2,880万7,000円に、国庫支出金267万1,000円、その他特定財源1,690万3,000円を230万円に、一般財源1,472万円を1,471万9,000円に修正し、歳出合計、補正前の額15億669万2,000円、補正額3,752万5,000円を2,292万1,000円に、計15億4,421万7,000円を15億2,961万3,000円に、国庫支出金492万1,000円、その他特定財源1,690万3,000円を230万円に、一般財源1,570万1,000円を1,570万円に。歳入に移ります。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額1億5,000万円、補正額1,570万1,000円を1,570万円に、計1億6,570万1,000円を1,570万1,000円を1,570万円に。説明としまして、財政調整基金繰入金1,570万1,000円を1,570万円に修正いたします。

4目ふるさと基金繰入金9万1,000円、補正額1,690万3,000円を230万円に、1,699万4,000円を239万1,000円に、1節ふるさと基金繰入金金額1,690万3,000円を230万円に。ふるさと基金繰入金1,690万3,000円を230万円に。計1億5,258万8,000円、補正額3,260万4,000円から1,800万円に、計1億8,519万2,000円から1億7,058万8,000円に修正します。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正前の額6,895万3,000円、補正額3,130万5,000円、修正案1,670万1,000円、計1億25万8,000円を8,565万4,000円に、国庫支出金199万9,000円、その他1,690万3,000円を230万円に修正し、一般財源1,240万3,000円を1,240万2,000円に修正します。11節需用費1,646万9,000円を186万5,000円に修正します。説明は1,460万4,000円の修繕費をゼロとするものであります。

計3億5,999万7,000円、補正額3,410万3,000円から1,949万

9,000円に修正し、計3億9,410万円から3億7,949万6,000円に修正します。国庫支出金267万1,000円、その他1,690万3,000円から230万円に修正します。一般財源1,452万9,000円から1,452万8,000円に修正するものであります。以上でございます。ふなれなものですみません。

議長(杉岡義信君) これから修正案に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。西岡 君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

この修正案は原案の9ページの修繕料の1,460万4,000円をなくすということですね。

そこで質問したいんですけれども、この修繕の関係は、以前からどこをどういうふうに修繕するかいうのを出されています。その中で、きょうもあったように専決で処分しておられる分もありますわね。それが修正案で今すぐできないわけですよ。これ大丈夫なのかどうかいう1点。

それともう一点は、受電のキュービクル、受電設備の修繕が出ておりまして、あれは大倉 議員からも意見出ていましたけれども、地域周辺の住民の停電いうことも考えられるという ようなことが出ていました。先延ばしになるんですけれども、その辺の心配はないのかどう か。この間、多分ケーブルの確認はしてくれていると思うけれども、その辺のちょっと回答 をお願いします。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 西岡議員の御質問にお答えいたします。

先の事業計画のほうですけれども、維持管理計画として、僕は行政に再三、僕自身常に訴えてきたつもりです。ただ、どうしてもやっぱり人的要因もありますし、商工観光課非常に 多忙だと。今も1人病欠で欠員が出ているのも事実です。

僕も攻撃的な質問をしてきた中で、もうちょっと無理じゃないのかなと。商工観光課だけ で僕たちが望んでいるような業務を遂行していくというか、正しい答えというのがなかなか 出せないような感じになっているんじゃないのかなということを思いました。

それこそ、きょうもいろいろ討論されている中に、僕も2030年問題、40年問題という話をしていますが、100%人員は足りなくなってくると思うんです。これからの地方はもっとコンパクトですごいスリム化していかないといけないと。議会と行政のあり方もいろいろ変わっていかなければならないと思っているんです。

僕自身いろいろな職業もしてきましたし、今個人としても職人として動いています。議員 バッジを外せば僕もただの住民です。住民として何か町に恩返しができへんかと思ったとき に、今回、町でいえば先輩に当たる小林課長が少し大変そうにしているのを見て、何か手伝 えないかなと思いまして、僕としてはこの修正案を出した第1の理由としては、何か町の手 助けが自分でもできないかと。今まで培った経験をいこいの設備の維持管理の何かお役に立 てないかなという思いが1つ込められています。

それはこの町のこれからの地方自治のあり方の1つ何か手だてになるはずやと僕は思い、 この修正案を出しました。

あと、キュービクルの件ですけれども、先日、今あそこの電気設備を担当している方とお話をしたところ、僕自身はキュービクル全体をかえなければいけないのかと思っておったんですけれども、当初の修正の案では1,400万円の中の受電設備は組み込まないといけないのかなと考えておったんですけれども、技術者と話をしたところ、今回大阪で大きな国際会議もあると、急の急で動くことは多分無理だから、今月はどうしても無理ですという話もありながら、ケーブルの部分が破損するという事件がああいう高圧受電設備では6割ぐらい起こりますと。キュービクル本体に関しては、10件中4割ぐらいが報告されていますと。民間になれば、さほど大きな修繕はなかなかできないけれども、こういう公共施設ですので、地域住民の安心・安全を考えればなるべく早く交換したほうがいいという見解でした。

それを鑑みたところ、今回、そのキュービクルだけの補正を組めば事足りるということではないなと。それは、調査費用で10万円、実質その調査で次の工事に移らなければならないといったときに、今地中埋設している電線をそのままかえられればもっと安価で済む。それがもし電柱を立てて移設するとなれば何百万円の工事になると。

いろいろ考えて、設計を立てていかないといけない。そういう話をされていました。その中で、安易に補正を組んで、じゃ、それで事足りるかと思っていたときに、また追加予算を 組まなければならないという事態も招きかねないという説明を受けたので、それじゃ、きちんとした施設としての整備計画を立てていったほうが建設的ではないかと。

住民に対してでも、毎回毎回補正で対応するのではなく、今年度はこの事業やります、来 年度はこの事業になります、年にこれだけの予算が要りますという話をできるのではないの かと思い、この修正案にしました。以上です。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 西岡です。

今、坂本議員が答弁してくれたことは重々わかっています。そのとおりや思いますよ。 そやから、本来この修繕で上がってきているやつが整備計画を立ててちゃんと修理、これ

修理じゃないんですよ、改良工事ですよ、これは。取りかえしていくんやからね、みんな。 そやから、そういう整備計画を立てて本来やっていくべきが筋道なんやけれども、行政の ほうのやり方がまずかったからこんなにたまってしまって、故障が出てから修理せなあかん

というようなことになってきて、今回固めてこれだけ出してきたわけでしょう。そやから、

それはもう当然坂本議員の言うているのは当たり前のことや、そうやってほしい。

そやけれども、私今質問したのは、今キュービクルにしろ、絶縁不良がどうか知らんけれども、法的な点検ででも問題が出ているわけでしょう。そやから、それでやらなあかんということで出してきているやつを、今整備計画立ててやっていこうとしているから、今回これ省いているわけや。それが逃していて問題ないのかどうかということを私は今質問しておるねん。それに答えてほしいわけや。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 西岡議員の質問にお答えいたします。

西岡議員も御存じのとおり、電気ものですので、例えばさらで買った電化製品が、何かの ふぐあいによって次の日壊れるということも考えられますし、温泉施設ですので硫黄等もあ るし、いろんな懸念はありますけれども、僕も東部じんかいで維持管理を務めて来ています ので、その中で考えても早急に計画を組み対応していけば、僕はまだきちんと計画は立てら れると判断して、この修正案を出しました。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで修正案に対しての質疑を終わります。

これから本案及び修正案についての討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 次に、原案及び修正案の反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

修正案に賛成します。ようやくと言えばちょっと失礼になるかもわからないんですが、より目に見えて建設的な動きができる話し合いができて、そこから修繕、改善のほうに向かっていけると思うので、これに賛成します。

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を採決します。

まず、本案に対する坂本英人君から提出された修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原 案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月26日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時56分